

本庄市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

平成31年3月

本庄市

目次

第1編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
1-1 背景と目的	1
1-2 根拠法令	1
1-3 計画の前提条件	1
1-4 ごみの関係法令と計画の位置づけ	4
第2編 市の概況および廃棄物処理の現状	5
第1章 本庄市の概要	5
1-1 自然環境	5
1-2 社会経済状況	8
第2章 ごみ処理の状況	15
2-1 ごみ処理事業の概要	15
2-2 ごみの排出実態	20
2-3 排出段階における減量化・資源化	26
2-4 ごみ処理手数料	28
2-5 中間処理	29
2-6 最終処分	36
2-7 事業費	37
第3章 生活排水処理の状況	38
3-1 生活排水処理事業の概要	38
3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出実態	43
3-3 中間処理	44
3-4 最終処分	45
3-5 事業費	46
第4章 廃棄物処理の課題と施策の方向性	47
4-1 ごみ処理に係る施策の事後評価	47
4-2 ごみ処理に係る課題と施策の方向性	47
4-3 生活排水処理に係る施策の事後評価	48
4-4 生活排水処理に係る課題と施策の方向性	48
第5章 一般廃棄物処理行政等の動向	49
5-1 国における法制度の調査・分析・整理	49
5-2 廃棄物処理技術の動向	50
第3編 一般廃棄物処理基本計画	51
第1章 ごみ処理基本計画	51
1-1 計画フレーム	51

1-2 減量化・資源化計画.....	55
1-3 ごみ処理基本方針.....	61
1-4 分別計画	62
1-5 収集・運搬計画.....	63
1-6 中間処理計画.....	65
1-7 最終処分計画.....	66
1-8 ごみ処理施設の整備に関する事項.....	66
1-9 行財政計画.....	67
1-10 市・市民・事業者の取り組み.....	68
第2章 生活排水処理基本計画.....	70
2-1 計画フレーム.....	70
2-2 生活排水処理基本方針.....	72
2-3 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備計画.....	72
2-4 し尿及び浄化槽汚泥処理計画.....	73
2-5 水質保全計画.....	74
2-6 行財政計画.....	75
第4編 災害時の廃棄物処理に関する対応.....	76
1-1 災害廃棄物処理計画の策定.....	76
1-2 災害廃棄物に係る指針.....	76
1-3 本庄市災害廃棄物に係る方針.....	77

第1編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1 背景と目的

近年、これまで以上に環境問題への関心が高まっています。ごみ問題についても、私たちの生活に直結する身近な環境問題であるという認識が浸透しつつあり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）や循環型社会という言葉が当たり前のように使われるようになってきました。高度経済成長以降続いてきた、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動への反省から、資源の消費や使用をできるだけ減らし、限りある資源を有効的に活用する「循環型社会」の構築を目指す機運が高まっています。

国においては、平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」に基づく、各種リサイクル法が制定されました。近年では、小型家電のリサイクルを促進するための「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年度に制定されました。

本庄市（以下、「本市」という。）では、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画（以下、「本基本計画」という。）の策定を行い、廃棄物の排出抑制及び適正な処理による生活環境の保全並びに公衆衛生の向上及び循環型社会の構築並びに、近年社会的に対策の必要性を求められている災害廃棄物の迅速かつ安全な処理を目的として、今後の廃棄物の処理について、長期的・総合的視点から廃棄物政策に係る基本方針を定めます。

1-2 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、市町村等は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されています。本基本計画はこれに準拠し、策定します。

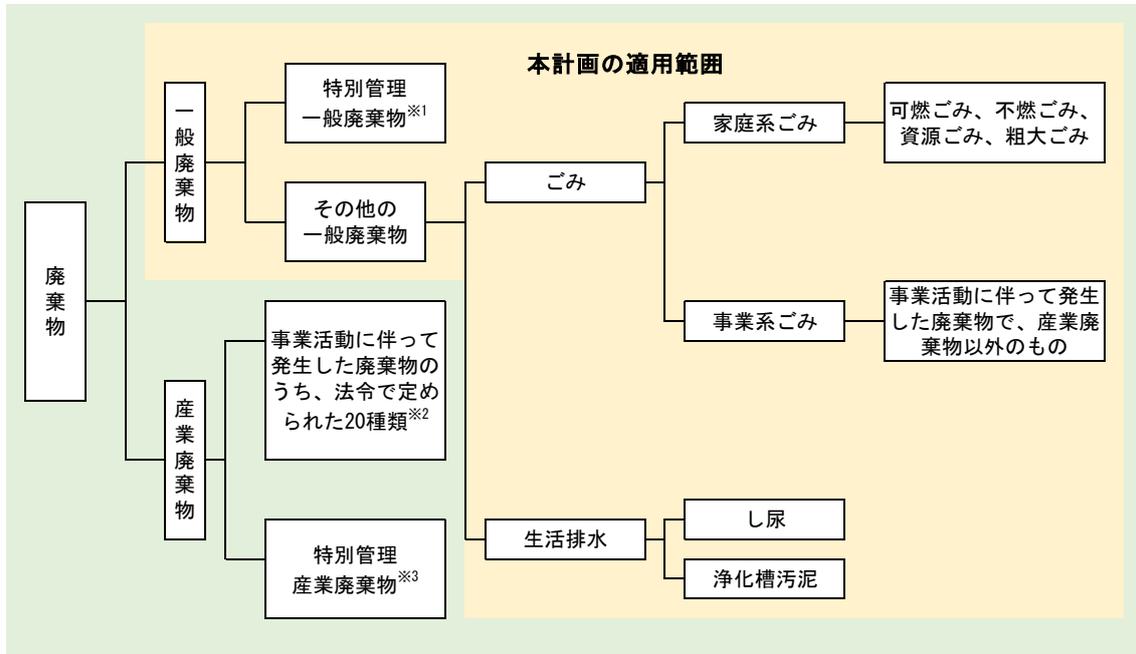
1-3 計画の前提条件

1) 対象地域

対象地域は、本市の全域とします。

2) 適用範囲

本基本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします。



※1: 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品、廃水銀、感染性一般廃棄物など）

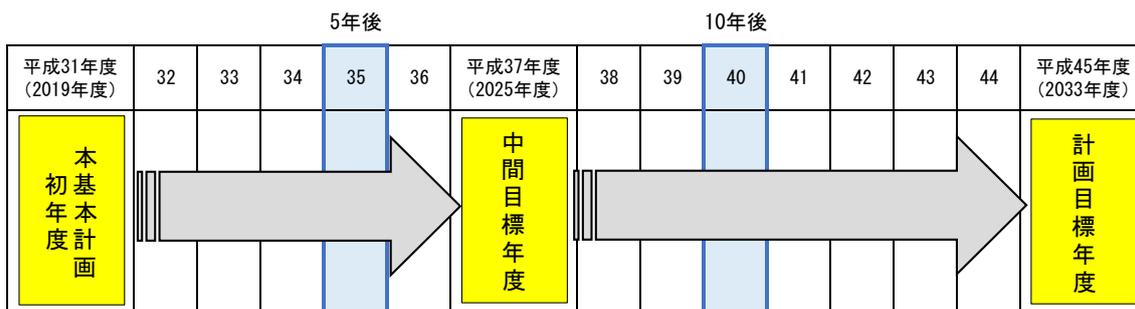
※2: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、コンクリート固形化物など産業廃棄物を処分するために処理したもの。

※3: 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など）

図 1-1-1 適用範囲

3) 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成31年（2019年）度から平成45年（2033年）度までの15年間とし、平成37年（2025年）度を中間目標年度、平成45年度を計画目標年度とします。また、概ね5年間で改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件の大きな変動があった場合には見直しを行います。



※基準年度は平成29年度とします。

図 1-1-2 計画期間

1-4 ごみの関係法令と計画の位置づけ

本基本計画は、国や埼玉県が策定する各種計画及び基本方針等を踏まえ、本庄市総合振興計画（平成30年3月）及び本庄市環境基本計画（平成30年3月）並びに児玉郡市広域市町村圏組合一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月）との整合性を図っています。

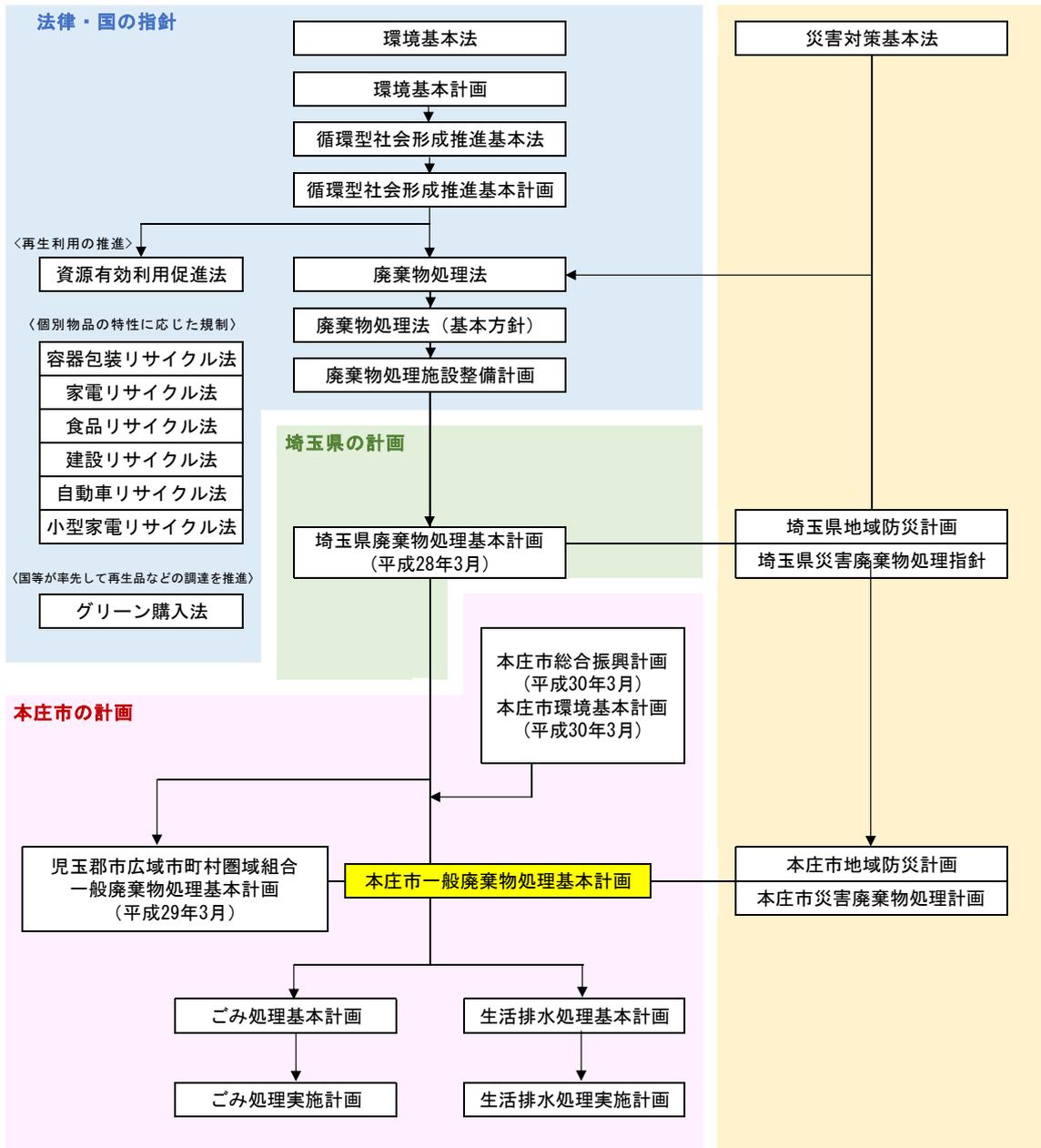


図 1-1-3 計画の位置付け

第2編 市の概況および廃棄物処理の現状

第1章 本庄市の概要

1-1 自然環境

1) 地理的・地域的特性

本市は、東経 139 度 11 分、北緯 36 度 14 分、面積 89.69km²、人口はおよそ 7 万 8 千人の都市です。東京から 80 km 圏、埼玉県内の西北に位置しており、また、東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀨町・皆野町、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に面しています。本市の北部から中央部は、平坦な地形となっており、南西部は陣見山などの 500m 級の山々が連なる山間地となっています。

また、JR 高崎線・八高線、上越新幹線、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道 17 号・254 号・462 号が縦横に走り、都心からのアクセスが容易となっています。

位置図は、図 2-1-1、2-1-2 に示すとおりです。

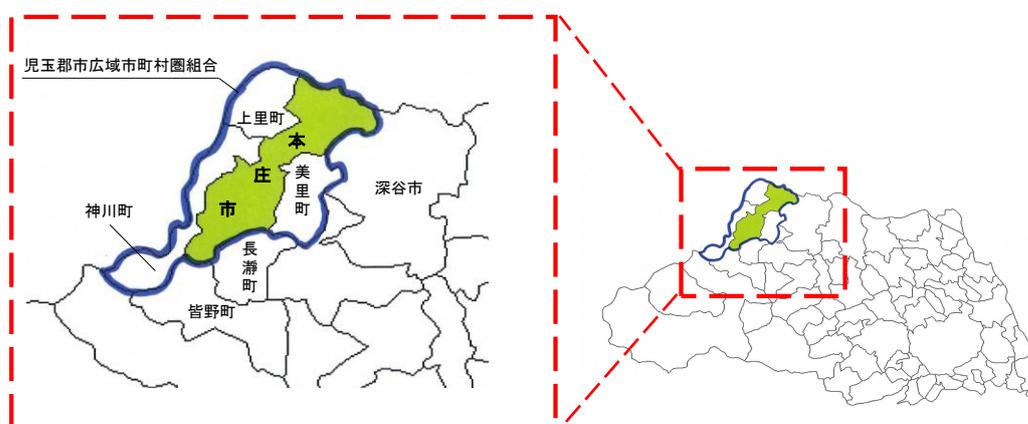


図 2-1-1 位置図



図 2-1-2 位置図

2) 気候的特性

最寄りの気象観測所である熊谷地方気象台の過去の観測データより、過去3年間の気候概況は、表2-1-3のとおりです。本市の気候は、夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候であると言えます。

表 2-1-3 過去3年間の気象概況

	降水量			日平均気温		
	mm			°C		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29
1月	33	71	16	4.7	4.8	4.5
2月	27	34	4	4.9	6.0	5.8
3月	54	73	66	9.6	9.5	7.9
4月	82	88	55	14.2	15.0	14.3
5月	37	51	76	21.2	20.1	20.1
6月	241	121	53	22.4	22.7	22.4
7月	247	63	181	26.7	25.5	27.8
8月	178	419	180	26.7	27.2	26.3
9月	278	219	162	22.4	24.3	22.9
10月	22	34	502	17.8	18.1	16.6
11月	118	87	13	13.2	10.5	10.5
12月	22	45	3	8.3	7.3	5.4

出典：気象庁ホームページ(熊谷地方気象台の過去の気象データ)

※降水日数は、1.0mm以上の降水があった日とした。

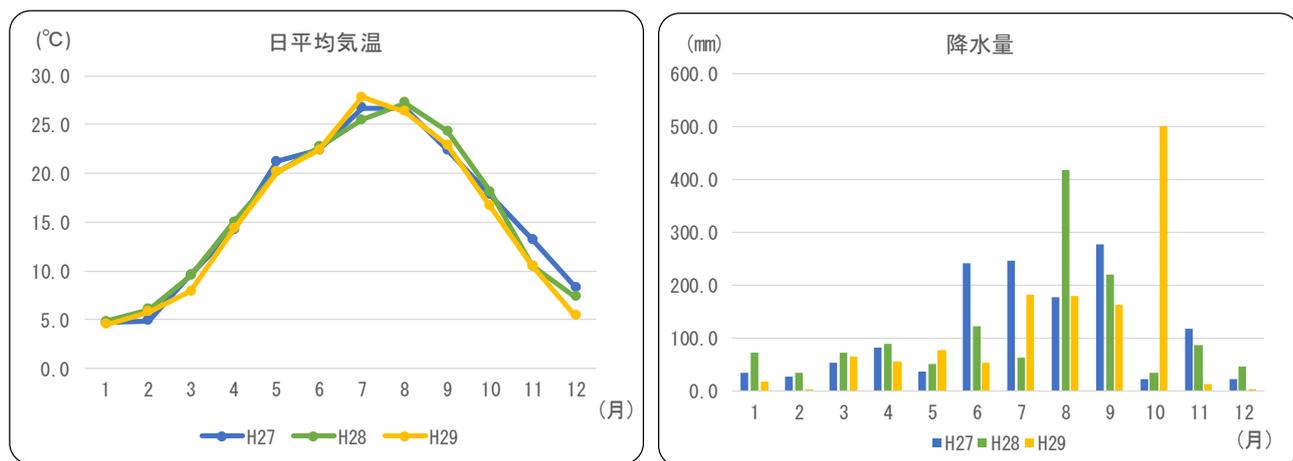


図 2-1-3 過去3年間の降水量と降水日数

過去 20 年間の気象概況は、表 2-1-4 のとおりです。年によって変動はあるものの、同様の傾向で現在まで続いてきています。

表 2-1-4 気象概況（平成 10 年～平成 29 年）

年	年降水量	平均			平均風速	最大風速	年間日照時間
		日平均気温	日最高気温	日最低気温			
	mm	℃	℃	℃	m/s	m/s	h
H10	1,870	15.5	20.5	11.3	2.3	15.1	1,675
H11	1,358	15.7	21.1	11.1	2.4	14.3	2,129
H12	1,324	15.5	20.9	11.1	2.5	13.5	2,145
H13	1,442	15.2	20.7	10.7	2.4	11.3	2,206
H14	1,261	15.4	20.8	10.9	2.4	13.4	2,143
H15	1,230	14.9	19.8	10.7	2.4	11.8	1,903
H16	1,317	16.1	21.7	11.4	2.4	11.9	2,276
H17	1,191	15.0	20.4	10.5	2.4	13.1	2,145
H18	1,439	15.3	20.1	11.3	2.4	14.3	1,748
H19	1,068	15.8	21.1	11.3	2.5	12.5	2,217
H20	1,393	15.4	20.6	11.2	2.4	12.9	2,053
H21	1,112	15.5	20.6	11.3	2.4	12.9	1,950
H22	1,307	15.8	21.2	11.3	2.3	11.6	2,114
H23	1,325	15.4	20.9	10.8	2.5	12.9	2,215
H24	1,079	15.1	20.6	10.7	2.7	13.2	2,255
H25	1,251	15.6	21.2	11.0	2.7	15.4	2,336
H26	1,388	15.3	20.7	10.7	2.6	12.6	2,366
H27	1,335	16.0	21.1	11.6	2.5	11.5	2,168
H28	1,301	15.9	21.1	11.5	2.4	10.9	2,071
H29	1,309	15.4	20.8	10.9	2.6	14.0	2,295

出典：気象庁ホームページ（熊谷地方気象台の過去の気象データ）

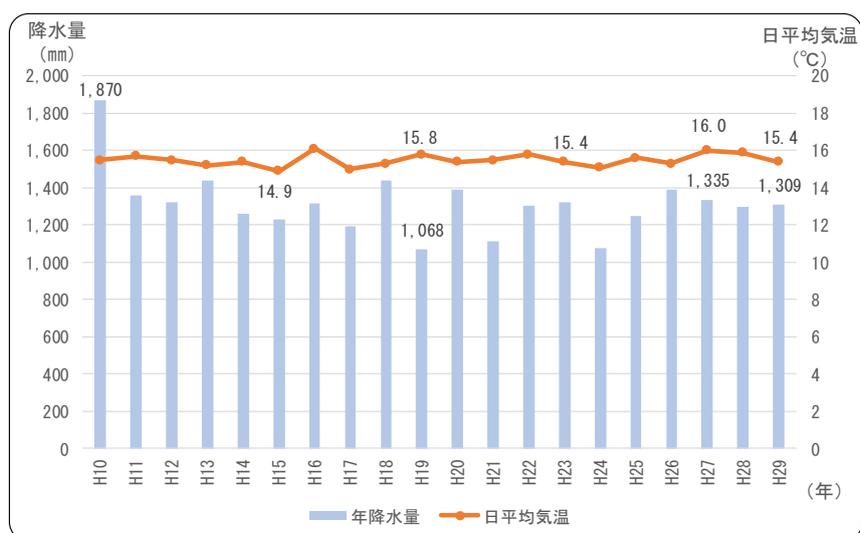


図 2-1-4 年降水量と日平均気温の平均値（平成 10 年～平成 29 年）

1-2 社会経済状況

1) 人口及び世帯の動態

過去10年間の男女別人口及び世帯数は、表2-1-5のとおりです。平成29年（2017年）度における本市の人口は、78,550人であり、世帯数は33,906世帯となっています。

人口、世帯人員は、過去10年間で減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあります。人口は、過去10年間で3,776人減少しており、世帯人員は過去10年間で0.22人減少しています。世帯数は過去10年間で1,460世帯増加しています。また人口と世帯の推移は、表2-1-5と図2-1-5に示すとおりです。

表 2-1-5 人口及び世帯数の推移

年度	本庄市 人口					世帯数 (戸)	世帯人員 (人/戸)
	総数(人)	男性(人)	女性(人)	男性/合計	女性/合計		
H20	82,326	40,856	41,470	0.496	0.504	32,446	2.54
H21	81,835	40,658	41,177	0.497	0.503	32,576	2.51
H22	81,307	40,367	40,940	0.496	0.504	32,632	2.49
H23	80,676	40,016	40,660	0.496	0.504	32,676	2.47
H24	80,099	39,710	40,389	0.496	0.504	32,394	2.47
H25	79,617	39,519	40,098	0.496	0.504	32,603	2.44
H26	79,246	39,395	39,851	0.497	0.503	32,903	2.41
H27	78,989	39,261	39,728	0.497	0.503	33,238	2.38
H28	78,781	39,258	39,523	0.498	0.502	33,612	2.34
H29	78,550	39,216	39,334	0.499	0.501	33,906	2.32
10年間	-3,776	-1,640	-2,136	-	-	1,460	-0.22

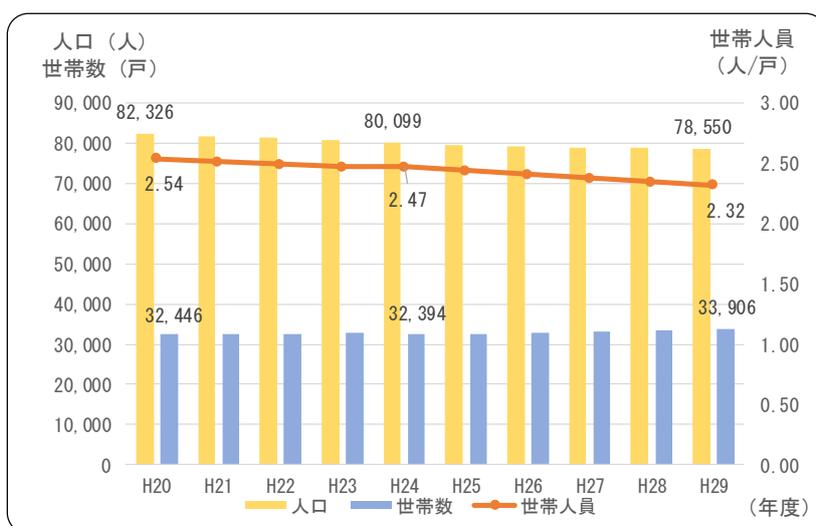


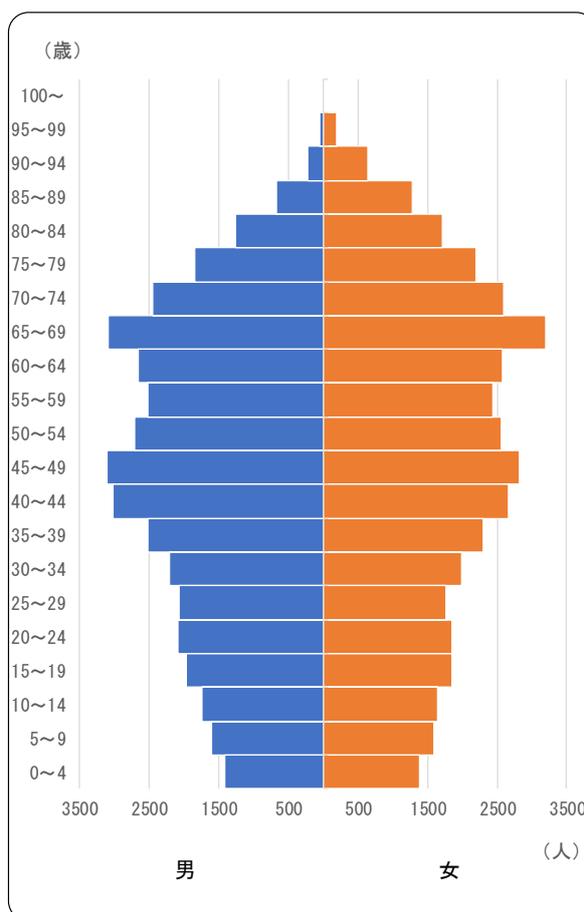
図 2-1-5 人口及び世帯数の推移

2) 年齢 5 歳階級別人口

本市の平成 29 年度の年齢 5 歳階級別人口は、表 2-1-6 に示すとおりです。65 歳～69 歳の人口が最も多く、若年層になるほど少なくなっています。人口ピラミッドの形は、少子高齢化の特徴を示す「ひょうたん型」となっています。

表 2-1-6 年齢 5 歳階級別人口（平成 29 年度）

項目	単位	総数	男	女		
年少人口	0～4	人	2,799	1,408	1,391	
	5～9	人	3,200	1,604	1,596	
	10～14	人	3,387	1,739	1,648	
	小計	人	9,386	4,751	4,635	
生産年齢人口	15～19	人	3,813	1,963	1,850	
	20～24	人	3,945	2,094	1,851	
	25～29	人	3,838	2,074	1,764	
	30～34	人	4,199	2,210	1,989	
	35～39	人	4,818	2,520	2,298	
	40～44	人	5,686	3,014	2,672	
	45～49	人	5,924	3,111	2,813	
	50～54	人	5,272	2,707	2,565	
	55～59	人	4,960	2,518	2,442	
	60～64	人	5,228	2,651	2,577	
	小計	人	47,683	24,862	22,821	
	老年人口	65～69	人	6,291	3,085	3,206
		70～74	人	5,058	2,460	2,598
75～79		人	4,052	1,847	2,205	
80～84		人	2,973	1,259	1,714	
85～89		人	1,965	680	1,285	
90～94		人	861	216	645	
95～99		人	254	55	199	
100～		人	27	1	26	
小計		人	21,481	9,603	11,878	



3) 年齢3区分別人口

本市の年齢3区分別人口の過去5年の推移は、表2-1-7のとおりです。年齢3区分別人口とは、年少人（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3つに分けた人口を指します。老年人口が年々増加しており、高齢化が進んでいることが分かります。

表 2-1-7 年齢3区分別人口

	H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		H29年度	
	人口(人)	割合(%)								
年少人口(15歳未満)	10,055	12.6	9,831	12.4	9,658	12.2	9,473	12.0	9,386	11.9
生産年齢人口(15歳～64歳)	50,183	63.0	49,329	62.2	48,709	61.7	48,252	61.2	47,683	60.7
老年人口(65歳以上)	19,379	24.3	20,086	25.3	20,622	26.1	21,056	26.7	21,481	27.3

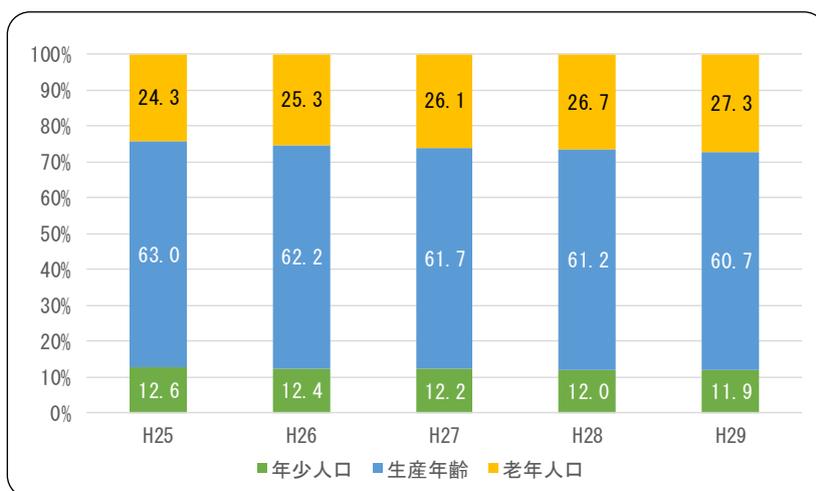


図 2-1-6 年齢3区分別人口の推移

4) 産業構造

本市の産業別事業者数及び従業者数は表 2-1-8、図 2-1-7、図 2-1-8、図 2-1-9、図 2-1-10 に示すとおりです。第一次産業の事業所数はほぼ横ばいとなっています。第二次産業と第三次産業の事業所数は減少傾向にあります。また、従業員数については、第一次産業、第二次産業、第三次産業において増加傾向となっています。

表 2-1-8 産業別民営事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数（事業所）			従業者数（人）		
	H24	H26	H28	H24	H26	H28
第一次産業	18	17	19	110	119	290
農林漁業	18	17	19	110	119	290
第二次産業	716	703	662	9,946	9,877	10,015
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	13	10	7
建設業	379	371	342	2,039	2,143	2,105
製造業	335	330	318	7,894	7,724	7,903
第三次産業	2,843	2,929	2,774	22,386	25,232	24,130
電気・ガス・熱供給・水道業	3	4	3	61	82	81
情報通信業	24	24	23	314	283	294
運輸業、郵便業	81	82	79	1,855	1,826	1832
卸売業、小売業	844	875	842	6,099	7,376	7501
金融業、保険業	53	50	47	750	693	674
不動産業、物品賃貸業	312	280	251	835	864	832
学術研究、専門・技術サービス業	118	123	127	497	570	506
宿泊業、飲食サービス業	435	439	422	3,144	3,266	3002
生活関連サービス業、娯楽業	369	369	349	1,615	1,397	1457
教育、学習支援業	130	164	120	972	1,810	950
医療、福祉	242	285	280	4,184	4,960	4516
複合サービス事業	9	11	13	147	404	426
サービス業(他に分類されないもの)	223	223	218	1,913	1,701	2059
総数	3,577	3,649	3,455	32,442	35,228	34,435

出典：「平成24年経済センサス-活動調査結果」、「平成26年経済センサス-基礎調査結果」
「平成28年経済センサス-活動調査結果」

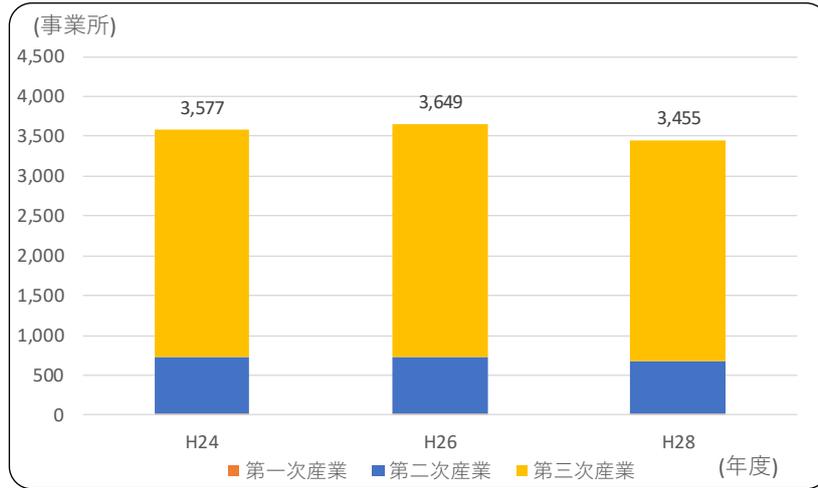


図 2-1-7 産業別事業所数（民営事業所）の推移

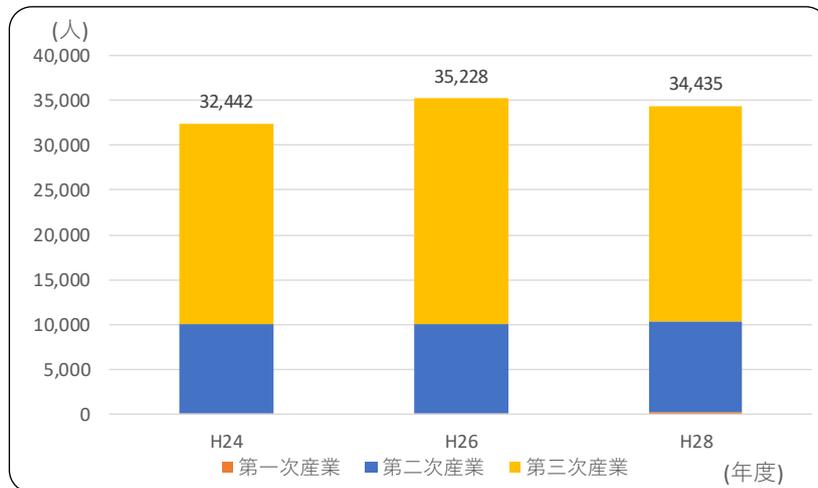


図 2-1-8 産業別従業者数（民営事業所）の推移

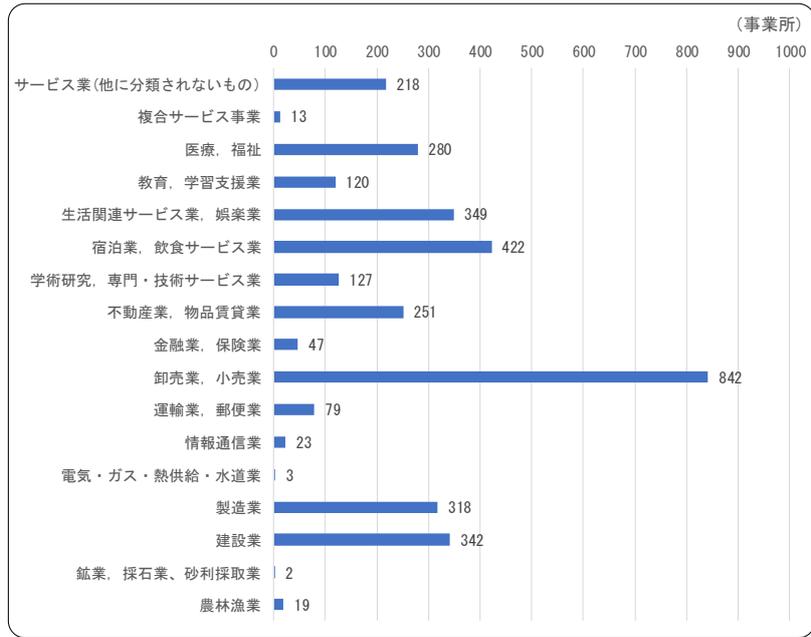


図 2-1-9 産業別民営事業所数（平成 28 年度）

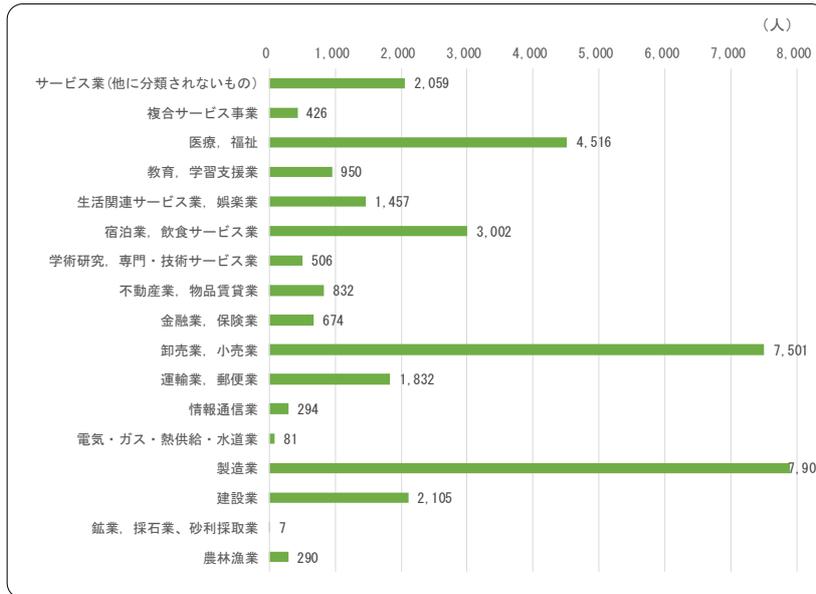


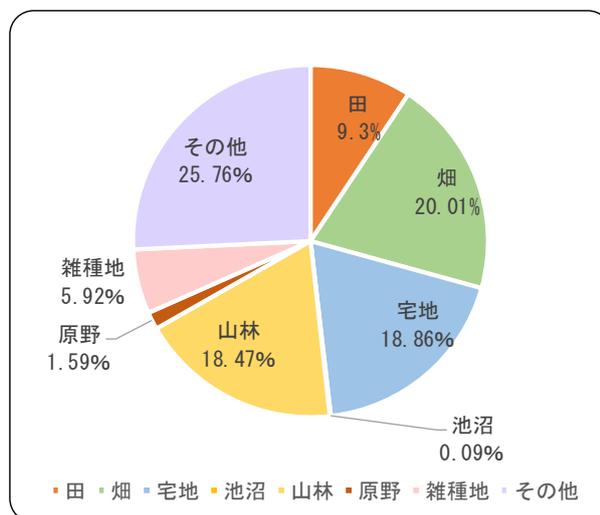
図 2-1-10 産業別従業者数（平成 28 年度）

5) 土地利用状況

平成 28 年度の土地利用状況は、表 2-1-9 のとおりです。田畑が最も多く、全体の約 3 分の 1 を占めています。次いで宅地が 18.86%、山林が 18.47%と続きます。

表 2-1-9 土地利用状況

	面積 (ha)	割合 (%)
田	781.2	9.30
畑	1,681.5	20.01
宅地	1,584.7	18.86
池沼	7.5	0.09
山林	1,551.9	18.47
原野	133.6	1.59
雑種地	497.5	5.92
その他	2,164.3	25.76
合計	8,402.2	100.0



出典：「埼玉県統計年鑑」(平成28年)

第2章 ごみ処理の状況

2-1 ごみ処理事業の概要

1) 家庭系ごみの分別区分と収集体制

本市の家庭系ごみの分別区分と収集体制は、表2-2-1に示すとおりです。可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（びん類、缶類、ペットボトル）、集団資源回収、小型家電の7分別を実施しています。このうち、可燃ごみと不燃ごみについては指定ごみ袋による収集を行っています。

また、本市では、資源ごみ、廃食用油、有害ごみ及び小型家電を対象とし、拠点回収を行っています。主な回収場所は、住民が集まる市役所、公民館等の公共施設となっています。平成29年度現在の拠点回収状況は、表2-2-2に示すとおりです。

表2-2-1 ごみの分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	排出場所	収集頻度	収集体制	ごみの例	
可燃ごみ		指定ごみ袋	収集所	週2回	委託業者	生ごみ、紙ごみ（再利用できないもの）、ビニール製品、プラスチック製品、衣類（再利用できないもの）、使い捨てカイロ、紙おむつ、ゴム製品、革製品、乾燥剤、クレヨン、保冷剤、発泡スチロール、使い捨てライター（ガスを全て抜く）など	
不燃ごみ		指定ごみ袋		月2回		金属製品（鍋、フライパン等）、資源ごみ以外のガラス類・食器類・刃物類・陶磁器・鏡、電球（水銀を含まないもの）など	
有害ごみ		-		隔月		電池、水銀を使用しているもの（蛍光灯、電球、体温計、血圧計等）	
粗大ごみ		シール	各戸	旧本庄市： 週1回予約制 旧児玉町： 月1回予約制		イス、ソファ、テーブル、枝木、ベッド、布団・毛布、タンス、自転車など	
資源ごみ	ペットボトル	エコバック	資源ごみ 収集所	本庄地域： 月1回 児玉地域： 月2回	委託業者	飲料、酒類、醤油等のペットボトル	
	缶類	飲料用缶				エコバック	アルミ缶、スチール缶
		その他の缶				コンテナ	缶詰めの缶、スプレー缶、菓子缶など
	びん類	生きびん				コンテナ	ビールびん、一升びん、焼酎のびんなど
その他のびん		コンテナ	ドレッシングのびん、ジャムのびん、ドリンク剤のびんなど				
集団資源回収	資源ごみ	紙類	-	-	回収団体によって異なる	回収団体によって異なる	
		布類				衣類	
		金属類				スチール製飲料用缶、アルミ製飲料用缶	
小型家電		-	ボックス イベント（年2回） 宅配便※	随時	自己搬入	電話機、カメラ、音楽プレイヤーなど	

※1箱1,500円（税抜）。ただし、パソコン本体を含む回収1回につき、1箱分の回収料金が無料。

表 2-2-2 拠点回収（平成 29 年度現在）

回収場所	回収品目						
	牛乳 パック	びん類 その他の缶	飲料用缶	ペット ボトル	廃食用油	乾電池	小型家電
市役所	○	○	○	○	—	○	○
アスピーアこだま	○	—	○	○	○	○	○
本庄、東、西、南、藤田、 仁手、旭、北泉、共和公民館、 セルディ	○	○	○	○	○	○	—
児玉文化財整理室	○	○	○	○	—	○	—
はにぼんプラザ	○	—	○	○	—	—	—

2) ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローは、図 2-2-1 のとおりです。

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、小山川クリーンセンターに搬入し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは破碎処理されます。破碎処理の際、アルミや鉄類を有価物として回収し、残渣を焼却処理していません。

有害ごみは、小山川クリーンセンターで保管したのち、処理委託業者に引き渡されます。

資源ごみは、飲料用缶を除き、小山川クリーンセンターに搬入され、再資源化事業者により資源化されます。また、飲料用缶については、契約業者に売却しています。

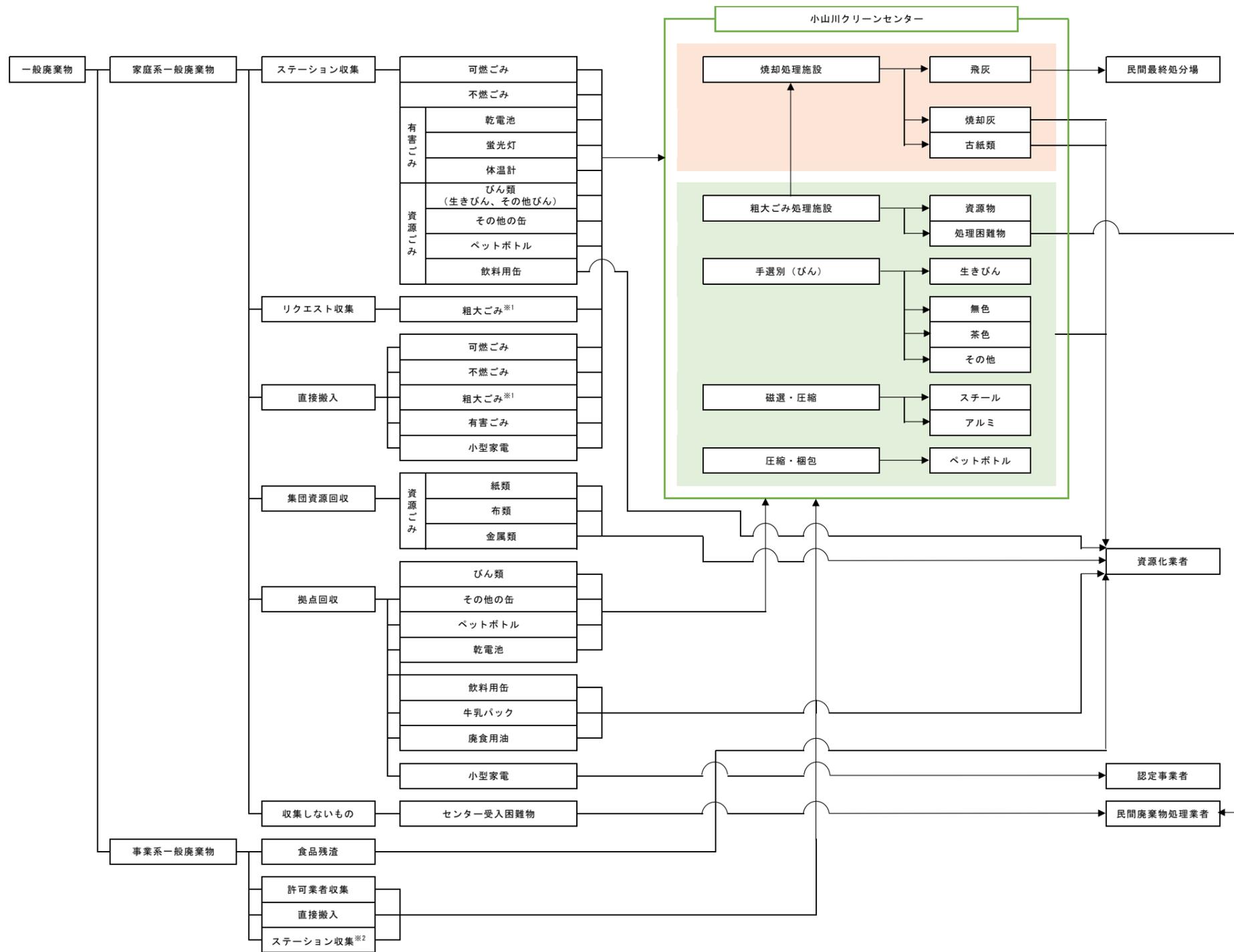
粗大ごみ（認定袋に入らないイス、ソファー、テーブル、枝木等）は、自己搬入の難しい市民を対象にリクエスト収集し、小山川クリーンセンターに運搬しています。なお、市民が小山川クリーンセンターに直接搬入を行うこともできます。

家電リサイクル法で指定されている家電 4 品目（ブラウン管・プラズマ・液晶テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、自己搬入の難しい市民を対象にリクエスト収集し、指定引取場所に運搬しています。なお、市民が小山川クリーンセンターに直接搬入を行うこともでき、その場合は、組合で指定引取場所に運搬しています。

集団資源回収により回収したものは、回収団体が直接、集団資源取扱登録業者に引き渡しています。

拠点回収により回収された、びん、その他の缶、ペットボトル、乾電池は小山川クリーンセンターに搬入し、飲料用缶、牛乳パック、廃食用油は市が民間業者に引き渡し、再資源化を図っています。

小型家電は、環境推進課・環境産業課に回収ボックスが設置されており、ボックス回収をしています。投入口に入らないものに関しては、宅配便回収またはイベント回収を行っています。



※1：家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）はリクエスト収集に応じている。
 ※2：1回の収集日について、事業用認定袋2袋まで収集している。

図 2-2-1 ごみ処理フロー

3) 処理困難物

処理困難物は、小山川クリーンセンターで処理できないものであり、表 2-2-3 に示すとおりです。処理できないごみに関しては、住民に受入先を紹介するなどして対応しています。

表 2-2-3 市が収集できないごみ

項目	例
産業廃棄物	廃油、廃酸、廃アルカリ、農業用資材・機械など
自動車・オートバイ	本体及びタイヤ
機械類	エンジン、100ボルト超のポンプ・モーターなど
その他	鉄骨、消火器、ガスボンベ、ピアノ、土砂、ブロック、ボウリングの球など

4) 不法投棄ごみ

不法投棄ごみは、職員が収集し、小山川クリーンセンターに搬入しています。処理困難物の場合は、廃棄物処理業者に処分を委託しています。

2-2 ごみの排出実態

1) 家庭系収集ごみ

本市における過去5年間の家庭系収集ごみ排出量の実績は、表 2-2-4、図 2-2-2 に示すとおりです。平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、全ての品目に関して減少傾向にあり、家庭系収集ごみ全体としては、減少傾向にあります。

表 2-2-4 家庭系収集ごみ排出量の実績

	単位	H25	H26	H27	H28	H29
人口	人	79,617	79,246	78,989	78,781	78,550
家庭系収集ごみ	t/年	19,542	19,417	19,122	18,766	18,563
可燃ごみ	t/年	17,733	17,661	17,452	17,148	16,993
不燃ごみ	t/年	1,336	1,290	1,218	1,162	1,140
粗大ごみ	t/年	65	67	64	68	61
有害ごみ	t/年	19	13	12	12	12
資源ごみ	t/年	389	386	376	376	357

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

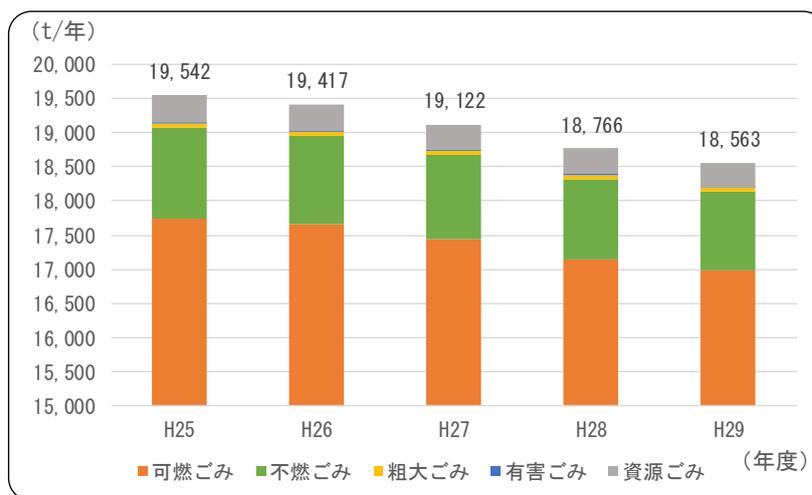


図 2-2-2 家庭系収集ごみ排出量の推移

2) 家庭系直接搬入ごみ

本市における過去5年間の家庭系直接搬入ごみ排出量の実績は、表2-2-5、図2-2-3に示すとおりです。

平成25年度から平成29年度にかけて、可燃ごみについては減少傾向にあり、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみについては横ばいの傾向にあります。家庭系直接搬入ごみ排出量の全体としては横ばいの傾向となっています。

表 2-2-5 家庭系直接搬入ごみ排出量の実績

	単位	H25	H26	H27	H28	H29
人口	人	79,617	79,246	78,989	78,781	78,550
家庭系直接搬入ごみ	t/年	2,540	2,757	2,685	2,455	2,533
可燃ごみ	t/年	1,720	1,943	1,941	1,763	1,796
不燃ごみ	t/年	278	340	330	305	320
粗大ごみ	t/年	542	474	414	387	417
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

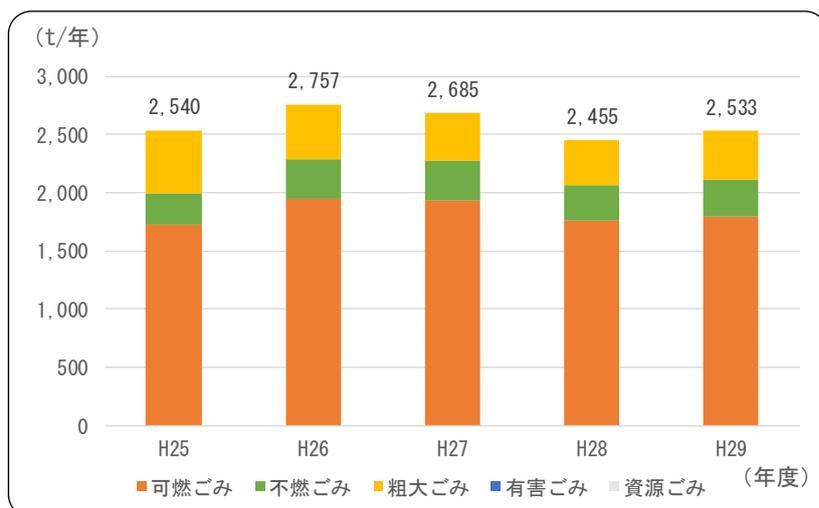


図 2-2-3 家庭系直接搬入ごみ排出量の推移

3) 事業系ごみ

本市における過去5年間の事業系ごみ排出量の実績は、表2-2-6、図2-2-4に示すとおりです。

平成25年度から平成29年度にかけて、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみに関しては減少傾向となっていますが、可燃ごみにおいて増加傾向となっています。また、資源ごみは横ばいとなっています。事業系ごみ排出量の全体としては、増加しています。

表2-2-6 事業系ごみ排出量の実績

	単位	H25	H26	H27	H28	H29
人口	人	79,617	79,246	78,989	78,781	78,550
事業系ごみ	t/年	9,584	9,796	9,967	10,041	9,616
可燃ごみ	t/年	9,438	9,657	9,860	9,926	9,502
不燃ごみ	t/年	79	88	68	72	65
粗大ごみ	t/年	55	40	29	33	40
有害ごみ	t/年	2	1	0	0	0
資源ごみ	t/年	10	10	10	10	9

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

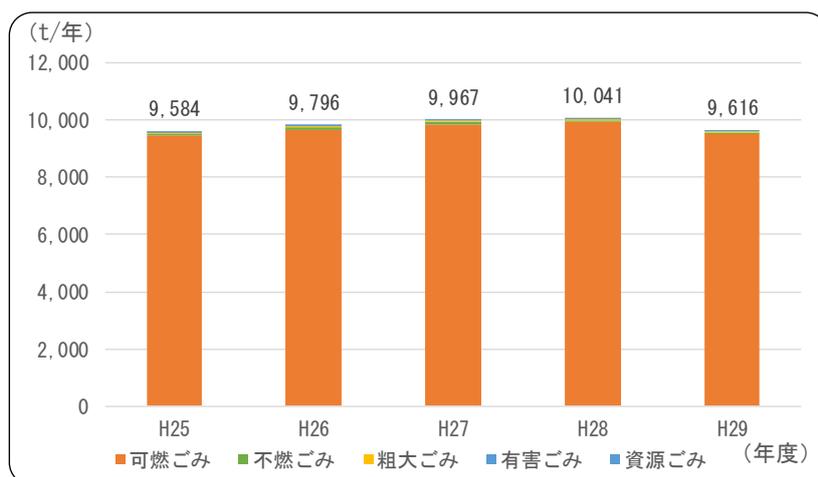


図2-2-4 事業系ごみ排出量の推移

4) 集団資源回収量

本市における過去5年間の集団資源回収量の実績は、表2-2-7、図2-2-5に示すとおりです。

平成25年度から平成29年度にかけて、布類・金属類に関してはほぼ横ばいとなっています。一方で、紙類が大きく減少しており、全体として減少傾向にあります。

表2-2-7 集団資源回収量の実績

	単位	H25	H26	H27	H28	H29	
人口	人	79,617	79,246	78,989	78,781	78,550	
集団資源回収	t/年	1,817	1,730	1,587	1,524	1,341	
紙類	t/年	1,798	1,711	1,564	1,499	1,318	
	新聞	t/年	1,146	1,071	929	871	760
	雑誌	t/年	321	302	301	292	226
	段ボール	t/年	330	336	332	334	330
	牛乳パック	t/年	1	2	2	2	2
布類	t/年	6	9	11	14	13	
金属類	t/年	13	10	12	11	10	

※単位をkg/年からt/年に変換しているため、誤差が生じている場合があります。

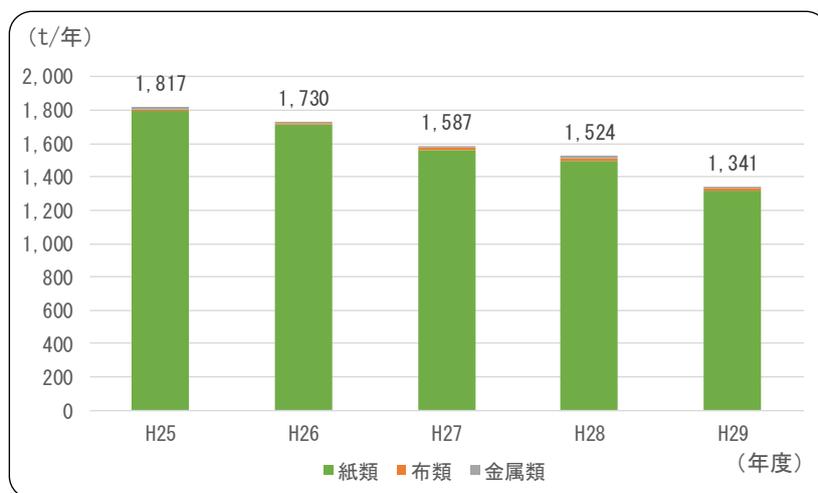


図2-2-5 集団資源回収量の推移

5) ごみの総排出量

本市における過去5年間のごみの総排出量の実績は、表2-2-8、図2-2-6に示すとおりです。

平成25年度から平成29年度にかけて、家庭系収集ごみと集団資源回収に関しては、減少しています。事業系ごみに関しては、増加傾向にあります。また、家庭系直接搬入ごみに関しては、ほぼ横ばいの傾向にあります。全体としては減少傾向となっています。

表2-2-8 ごみの総排出量の実績

	単位	H25	H26	H27	H28	H29
総排出量	t/年	33,483	33,700	33,361	32,786	32,053
人口	人	79,617	79,246	78,989	78,781	78,550
家庭系収集ごみ	t/年	19,542	19,417	19,122	18,766	18,563
可燃ごみ	t/年	17,733	17,661	17,452	17,148	16,993
不燃ごみ	t/年	1,336	1,290	1,218	1,162	1,140
粗大ごみ	t/年	65	67	64	68	61
有害ごみ	t/年	19	13	12	12	12
資源ごみ	t/年	389	386	376	376	357
家庭系直接搬入ごみ	t/年	2,540	2,757	2,685	2,455	2,533
可燃ごみ	t/年	1,720	1,943	1,941	1,763	1,796
不燃ごみ	t/年	278	340	330	305	320
粗大ごみ	t/年	542	474	414	387	417
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	9,584	9,796	9,967	10,041	9,616
可燃ごみ	t/年	9,438	9,657	9,860	9,926	9,502
不燃ごみ	t/年	79	88	68	72	65
粗大ごみ	t/年	55	40	29	33	40
有害ごみ	t/年	2	1	0	0	0
資源ごみ	t/年	10	10	10	10	9
集団資源回収	t/年	1,817	1,730	1,587	1,524	1,341
紙類	t/年	1,798	1,711	1,564	1,499	1,318
新聞	t/年	1,146	1,071	929	871	760
雑誌	t/年	321	302	301	292	226
段ボール	t/年	330	336	332	334	330
牛乳パック	t/年	1	2	2	2	2
布類	t/年	6	9	11	14	13
金属類	t/年	13	10	12	11	10

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

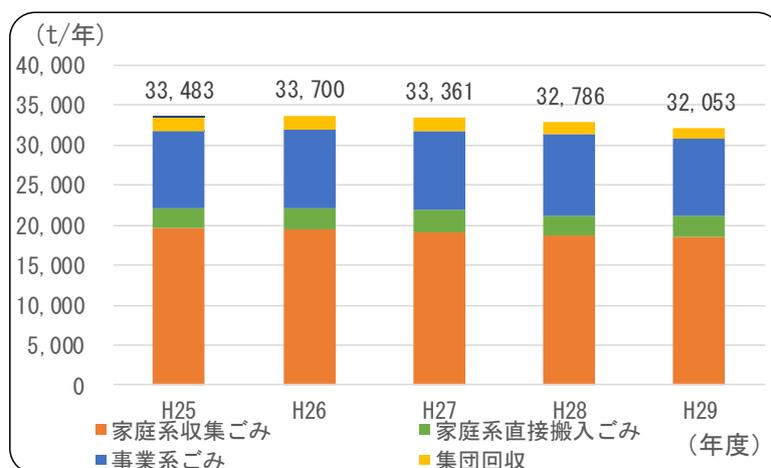


図2-2-6 ごみの総排出量の推移

6) 平均ごみ排出量

本市における過去5年間の平均ごみ排出量は、表2-2-9、図2-2-7のとおりです。

1人1日平均総排出量は、平成25年度から平成29年度にかけて、家庭系収集ごみと集団資源回収については減少傾向となっています。また、家庭系直接搬入ごみに関しては横ばいの傾向、事業系ごみに関しては増加傾向となっています。1日1人平均排出量は、全体として減少傾向にあります。

表2-2-9 平均排出量の実績

	単位	H25	H26	H27	H28	H29
総排出量	g/人・日	1,152.20	1,165.08	1,153.97	1,140.19	1,117.96
人口	人	79,617	79,246	78,989	78,781	78,550
家庭系収集ごみ	g/人・日	672.47	671.29	661.44	652.62	647.45
可燃ごみ	g/人・日	610.22	610.58	603.67	596.35	592.69
不燃ごみ	g/人・日	45.97	44.60	42.13	40.41	39.76
粗大ごみ	g/人・日	2.24	2.32	2.21	2.36	2.13
有害ごみ	g/人・日	0.65	0.45	0.42	0.42	0.42
資源ごみ	g/人・日	13.39	13.34	13.01	13.08	12.45
家庭系直接搬入ごみ	g/人・日	87.41	95.31	92.87	85.38	88.34
可燃ごみ	g/人・日	59.19	67.17	67.14	61.31	62.64
不燃ごみ	g/人・日	9.57	11.75	11.41	10.61	11.16
粗大ごみ	g/人・日	18.65	16.39	14.32	13.46	14.54
有害ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
資源ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業系ごみ	g/人・日	329.79	338.67	344.76	349.19	335.40
可燃ごみ	g/人・日	324.77	333.87	341.06	345.19	331.42
不燃ごみ	g/人・日	2.72	3.04	2.35	2.50	2.27
粗大ごみ	g/人・日	1.89	1.38	1.00	1.15	1.40
有害ごみ	g/人・日	0.07	0.03	0.00	0.00	0.00
資源ごみ	g/人・日	0.34	0.35	0.35	0.35	0.31
集団資源回収	g/人・日	62.53	59.81	54.90	53.00	46.77
紙類	g/人・日	61.87	59.15	54.10	52.13	45.97
新聞	g/人・日	39.44	37.03	32.13	30.29	26.51
雑誌	g/人・日	11.05	10.44	10.41	10.15	7.88
段ボール	g/人・日	11.36	11.62	11.48	11.62	11.51
牛乳パック	g/人・日	0.03	0.07	0.07	0.07	0.07
布類	g/人・日	0.21	0.31	0.38	0.49	0.45
金属類	g/人・日	0.45	0.35	0.42	0.38	0.35

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

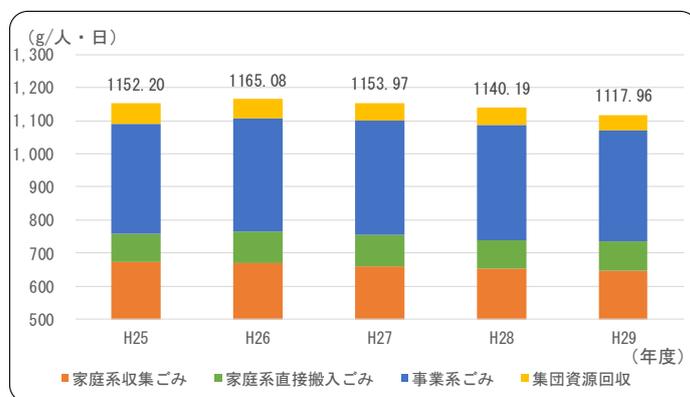


図2-2-7 平均排出量の推移

2-3 排出段階における減量化・資源化

本市において、実施されている減量化・資源化の施策の概要としては、以下のようなものが挙げられます。

廃棄物の減量化施策

- ・ごみの発生抑制について、市民や事業者に対する啓発活動の充実を図ります。また、事業系ごみの適正排出に向けた取り組み等を実施することで、ごみの減量化を推進します。

資源化施策

- ・資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会やPTA等の集団資源回収を実施する団体を支援するなどの補助制度を設けるほか、地域と協力しながら廃棄物の資源化を推進します。

本市では、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的として、PTA や子ども会等、紙類等を分別・回収している団体に対する報奨金制度を設けています。報奨金制度については、表 2-2-10 に示すとおりです。各団体が回収した資源ごみは、集団資源取扱登録業者へ売却することができます。

資源回収量は、表 2-2-11、図 2-2-8 に示すとおりです。資源回収量は、年々減少しています。特に、紙類の減少量が大きくなっています。また、報奨金額については、平成 28 年度をピークに減少しています。

表 2-2-10 集団資源回収に係る報奨金制度

補助金額		回収品目		
回収団体	回収業者	紙類	布類	金属類
3～5円/kg	無し	○	○	○

(平成29年度現在)

※平成27年度までは回収量1kgにつき3円。

表 2-2-11 集団資源回収量と報奨金額の実績

		単位	H25	H26	H27	H28	H29
人口		人	79,617	79,246	78,989	78,781	78,550
集団資源回収		t/年	1,817	1,730	1,587	1,524	1,341
紙類	紙類	t/年	1,798	1,711	1,564	1,499	1,318
	新聞	t/年	1,146	1,071	929	871	760
	雑誌	t/年	321	302	301	292	226
	段ボール	t/年	330	336	332	334	330
	牛乳パック	t/年	1	2	2	2	2
布類		t/年	6	9	11	14	13
金属類		t/年	13	10	12	11	10
1人1日平均資源ごみ排出量		g/人・日	62.53	59.81	54.90	53.00	46.77
報奨金額		円	5,450,172	5,188,086	4,760,826	6,913,122	6,247,860

※単位をkg/年からt/年に変換しているため、誤差が生じている場合があります。

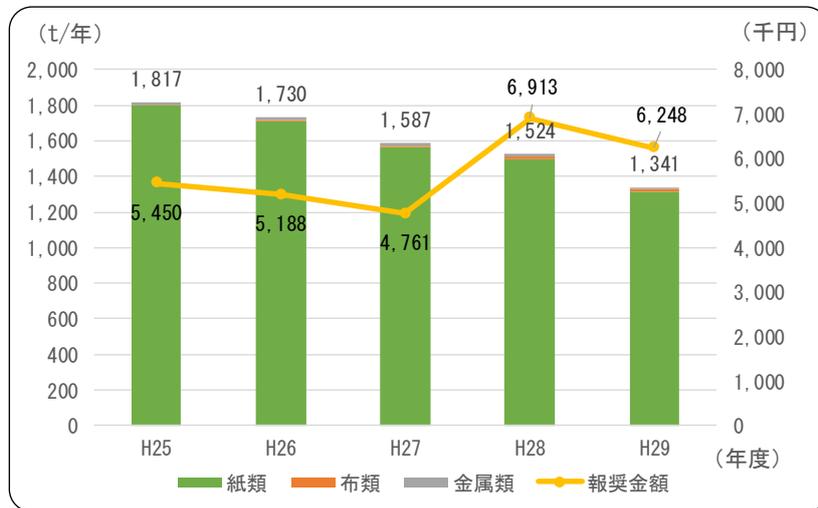


図 2-2-8 集団資源回収量と報奨金額の推移

2-4 ごみ処理手数料

本市のごみ処理手数料は、表 2-2-12 のとおりです。

収集所に排出される家庭系ごみは、無料で回収していますが、施設へ直接搬入する場合や別途収集を依頼する場合は、ごみ処理手数料がかかる場合があります。

表 2-2-12 ごみ処理手数料

区分	項目	料金	取扱	備考
家庭系 ごみ	小山川クリーンセンター	100kgまで:無料	組合	直接搬入の場合
		100kg越え:40円/10kg		
	粗大ごみリクエスト収集	品目ごとに100円~1,000円	本庄市	
	家電 4品目	市が収集する場合	10kgまで:500円 10kg越え:500+50円/kg	本庄市
直接搬入の場合		10kgまで:400円 10kg越え:400+400円/10kg	組合	
事業系 ごみ	小山川クリーンセンター 使用手数料	200円/10kg	組合	1収集日あたり指定ごみ袋 2袋以下はステーションで回収

2-5 中間処理

1) 中間処分の概要

小山川クリーンセンター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）の概要は、表 2-2-13 に示すとおりです。

ごみ焼却施設は、発電設備を有する全連続式ストーカ炉です。粗大ごみ処理施設は、缶類の選別・圧縮機、不燃・粗大ごみの破碎・選別機、及びペットボトル減容機を有しています。不燃ごみ、粗大ごみは破碎処理を行いながら、アルミ・鉄類を有価物として回収しています。各々の処理フローは、図 2-2-9、図 2-2-10 に示すとおりです。

表 2-2-13 小山川クリーンセンターの概要

施設名	児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター
事業主体	児玉郡市広域市町村圏組合
所在地	埼玉県本庄市東五十子151-1
敷地面積	18,710m ²
竣工	平成12年3月
処理能力	ごみ焼却施設：228t/日（76t/24h×3基）
	粗大ごみ処理施設：68t/5h
運転管理体制	直営及び委託

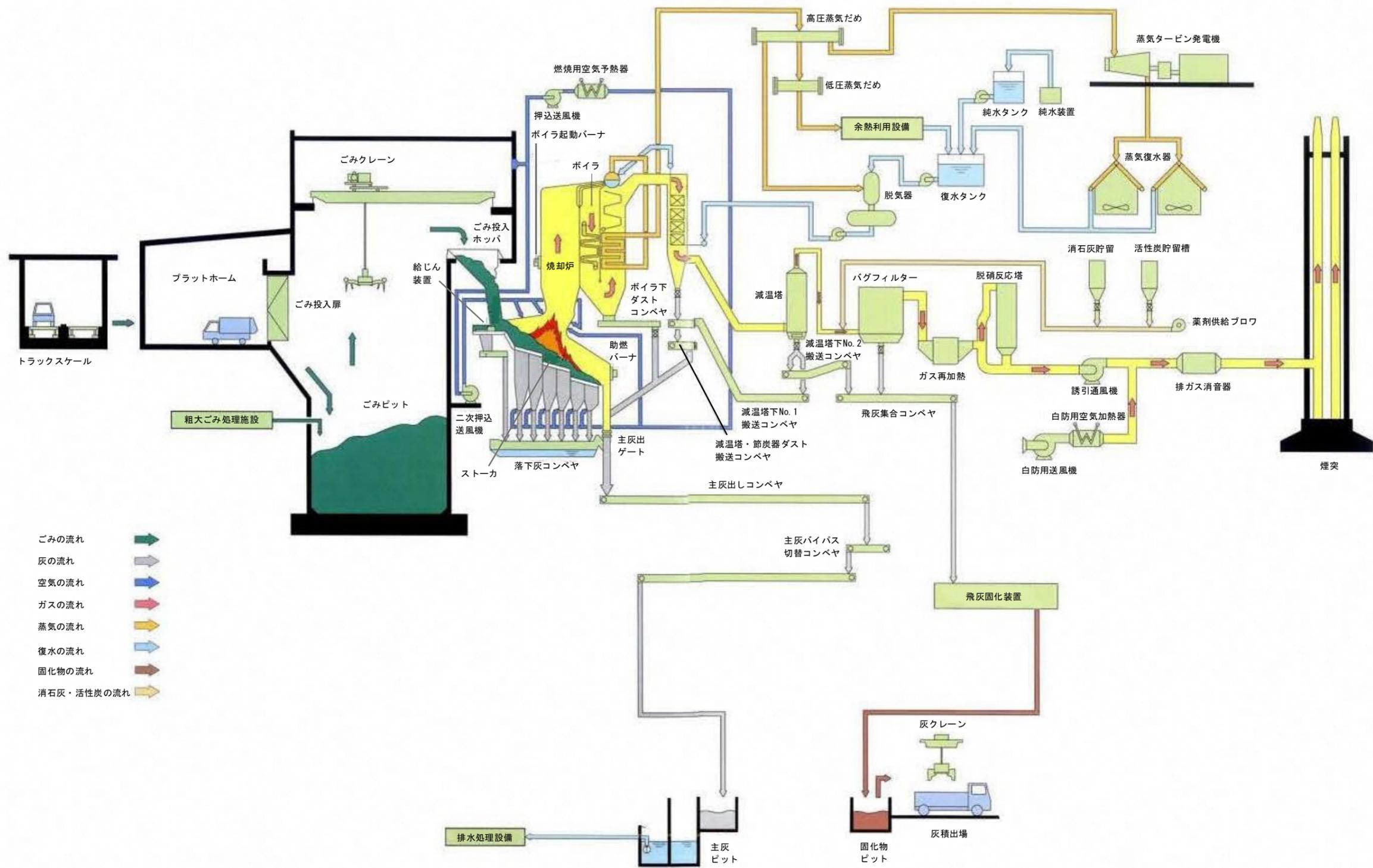


図 2-2-9 ごみ焼却施設フロー

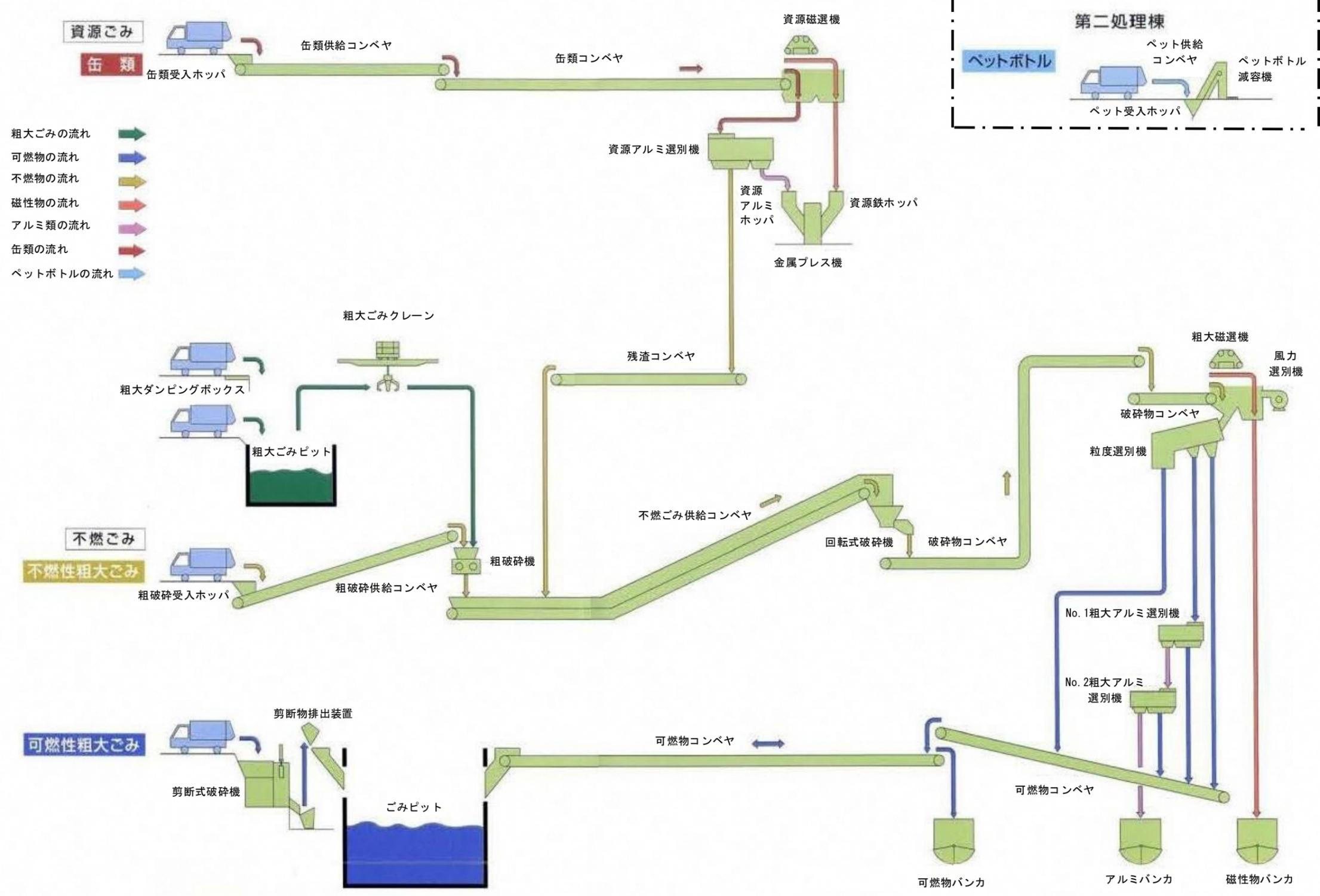


図 2-2-10 粗大ごみ処理施設フロー

②中間処分の実績

1) ごみ焼却量

小山川クリーンセンターにおける、本市のごみ焼却量は、表 2-2-14、図 2-2-11 に示すとおりです。

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、焼却量はほぼ横ばいとなっています。

表 2-2-14 ごみ焼却量の実績

	単位	H25	H26	H27	H28	H29
可燃ごみ搬入量	t/年	28,891	29,261	29,253	28,837	
家庭系収集可燃ごみ	t/年	17,733	17,661	17,452	17,148	16,993
家庭系直接搬入可燃ごみ	t/年	1,720	1,943	1,941	1,763	1,796
資源ごみ（紙類）	t/年	118	106	96	83	
新聞紙	t/年	31	29	28	23	
雑誌	t/年	56	48	41	34	
段ボール	t/年	31	29	27	26	
事業系可燃ごみ	t/年	9,438	9,657	9,860	9,926	9,502
焼却量	t/年	30,593	30,942	30,815	30,338	
可燃ごみ（紙類除く）	t/年	28,773	29,155	29,157	28,754	
焼却以外の中間残渣	t/年	1,820	1,787	1,658	1,584	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、組合調べ

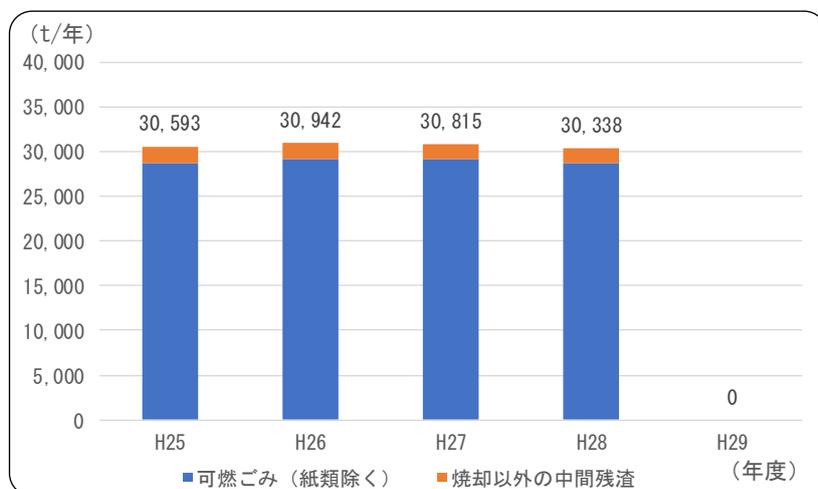


図 2-2-11 ごみ焼却量の推移

2) 不燃・粗大ごみ処理量

小山川クリーンセンターにおける、本市の不燃・粗大ごみ処理量は、表 2-2-15、図 2-2-12 に示すとおりです。平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、不燃・粗大ごみ処理量の総量は減少傾向にあります。

表 2-2-15 不燃・粗大ごみ焼却量の実績

	単位	H25	H26	H27	H28	H29	
搬入量	t/年	2,355	2,299	2,123	2,027	2,043	
家庭系収集ごみ	t/年	1,401	1,357	1,282	1,230	1,201	
	不燃ごみ	t/年	1,336	1,290	1,218	1,162	1,140
	粗大ごみ	t/年	65	67	64	68	61
家庭系直接搬入ごみ	t/年	820	814	744	692	737	
	不燃ごみ	t/年	278	340	330	305	320
	粗大ごみ	t/年	542	474	414	387	417
事業系ごみ	t/年	134	128	97	105	105	
	不燃ごみ	t/年	79	88	68	72	65
	粗大ごみ	t/年	55	40	29	33	40
処理内訳	t/年	2,385	2,330	2,152	2,056		
資源化	t/年	615	604	552	536		
構成比	%	25.79	25.92	25.65	26.07		
破碎物（焼却対象）	t/年	1,770	1,726	1,600	1,520		
構成比	%	74.21	74.08	74.35	73.93		

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）、組合調べ

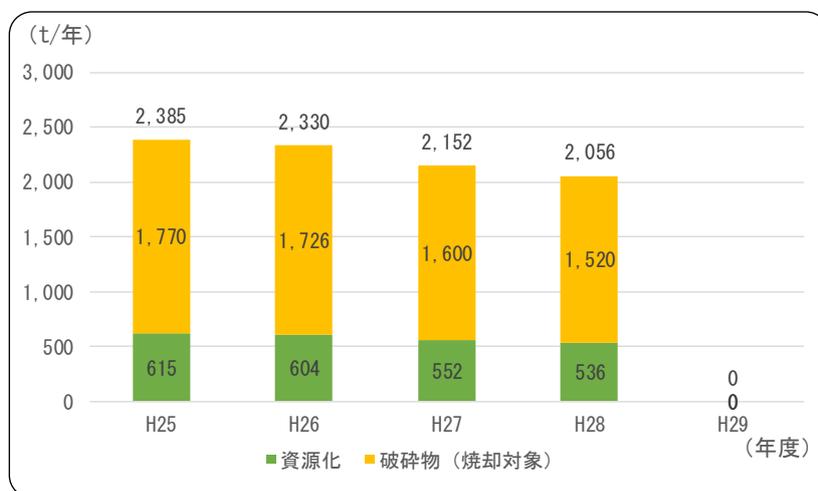


図 2-2-12 不燃・粗大ごみ焼却量の推移

3) 可燃ごみ及び焼却灰の性状

(1) 可燃ごみの組成

小山川クリーンセンターにおける過去5年間の可燃ごみ中の組成分析結果は、表 2-2-16、図 2-2-13 に示すとおりです。平成 28 年度で見ると、季節により変動はあるものの、「紙類・布類」が多く、34.0%～50.8%含まれていました。また、「プラスチック類」は 21.9%～41.0%、「木・竹類」は 9.0%～12.1%含まれていました。

表 2-2-16 可燃分中の組成分析結果

測定年月日	単位	ごみ組成							合計
		紙・布類	プラスチック類	木・竹類	厨芥類	不燃物	その他		
H25	H25. 4. 4	%	36.1	30	11.5	6.4	9.2	6.8	100.0
	H25. 7. 11	%	52.6	32.6	7.6	4.5	0.0	2.7	100.0
	H25. 10. 3	%	43.6	23.2	24.5	6.2	2.1	0.4	100.0
	H26. 1. 9	%	53.0	31.3	8.1	6.2	0.4	1.0	100.0
H26	H26. 4. 7	%	34.3	23.4	18.2	16.4	1.5	6.2	100.0
	H26. 7. 7	%	33.0	30.6	15.9	2.6	7.1	10.8	100.0
	H26. 10. 6	%	38.8	22.9	22.1	5.2	1.6	9.4	100.0
	H27. 1. 7	%	38.4	24.1	6.8	8.4	9.3	13	100.0
H27	H27. 4. 6	%	57.4	18.4	7.5	5.9	2.1	8.7	100.0
	H27. 7. 11	%	44.0	22.1	9.1	5.6	9.1	10.1	100.0
	H27. 10. 3	%	26.1	18.7	22.1	4.9	10.4	17.8	100.0
	H28. 1. 9	%	45.9	30.4	6.7	11.2	1.5	4.3	100.0
H28	H28. 4	%	50.8	21.9	9.2	5.0	2.0	11.1	100.0
	H28. 7	%	34.8	29.6	12.1	11.8	1.4	10.3	100.0
	H28. 10	%	34.0	38.4	11.1	6.7	2.2	7.6	100.0
	H29. 1	%	40.6	41.0	9.0	2.2	1.9	5.3	100.0
H29	H29. 4	%							
	H29. 7	%							
	H29. 10	%							
	H30. 1	%							
平均	%								

※表の数値は乾ベースのデータです。

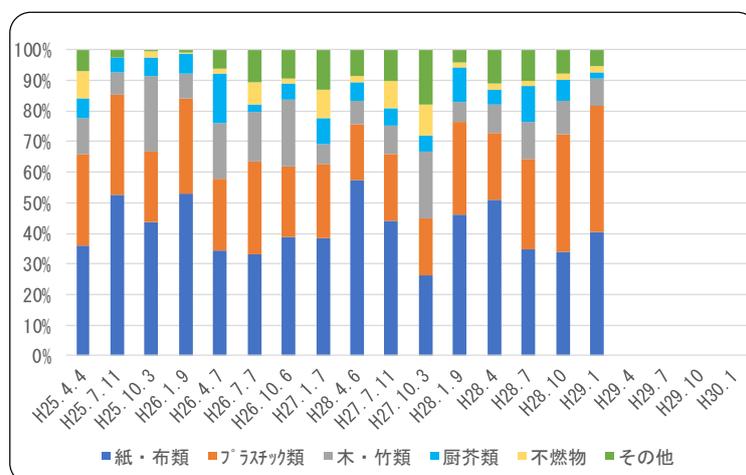


図 2-2-13 組成分析結果の推移

4) 資源化量・資源化率

小山川クリーンセンターにおける本市の過去5年間の資源化量・資源化率は、表 2-2-17、図 2-2-14 に示すとおりです。リサイクル率は 18.9%～20.6% で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

表 2-2-17 資源化量と資源化率の実績

		H25	H26	H27	H28	H29
資源化量	t/年	6,910	6,856	6,319	6,223	0
資源化率	%	20.6	20.3	18.9	19.0	0
直接資源化量	t/年	2,090	1,992	1,850	1,794	0
焼却施設からの資源物	t/年	118	106	96	83	0
粗大ごみ処理施設からの資源物	t/年	615	604	552	536	0
焼却灰（有効利用）	t/年	4,087	4,154	3,821	3,810	0
ごみ処理量	t/年	33,483	33,700	33,361	32,786	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、組合調べ

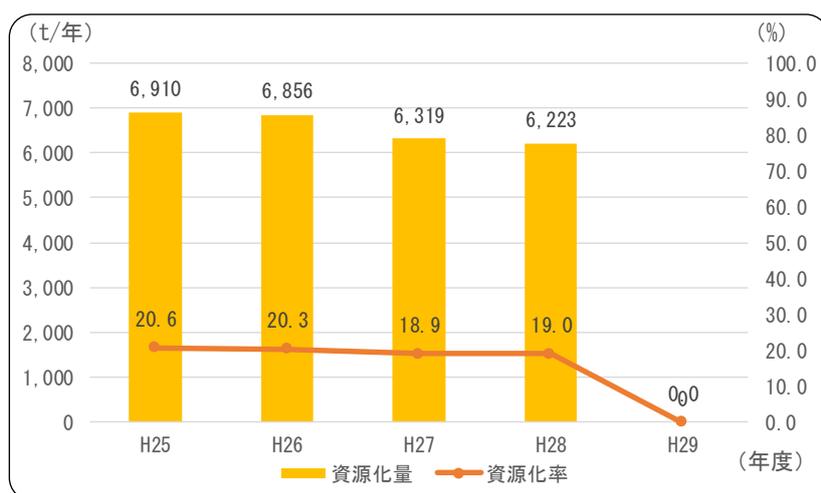


図 2-2-14 資源化量と資源化率の推移

2-6 最終処分

①最終処分の概要

小山川クリーンセンターから排出される焼却灰等は、民間に委託し、セメント原料化または人工砂化し、再資源化に取り組んでいます。また、飛灰については民間最終処分場で埋立処分を行っています。

②最終処分の実績

最終処分量は、表 2-2-18、図 2-2-15 に示すとおりです。①でも述べたとおり、焼却灰は民間に委託し、セメント原料化または人工砂化し、再資源化に取り組んでいます。そのため、最終処分量は灰固化物（埋立処分）の量となります。平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、減少傾向が見られます。

表 2-2-18 最終処分量の実績

項目	年度	単位	H25	H26	H27	H28	H29
最終処分量（灰固化物）		t/年	1,273	1,202	1,246	1,165	0
焼却灰		t/年	4,087	4,154	3,821	3,810	
灰固化物（埋立処分）		t/年	1,273	1,202	1,246	1,165	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、組合調べ

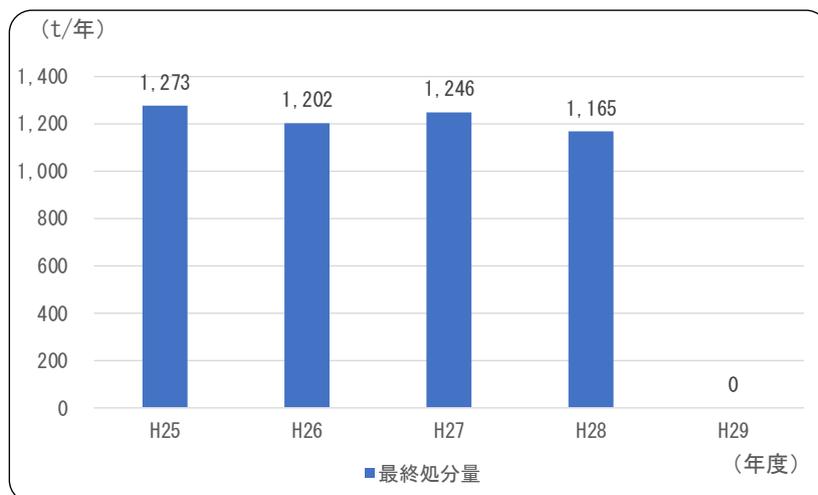


図 2-2-15 最終処分量の推移

2-7 事業費

本市におけるごみ処理に係る事業費は、表 2-2-19 と図 2-2-16 に示すとおりです。平成 29 年度の事業費は 592,358 千円であり、本市の人口一人当たりによると約 7,541 円でした。過去 5 年間の一人当たりの処理費は 7,175 円～8,078 円の間で推移しています。

表 2-2-19 ごみ処理事業費

項目		単位	H25	H26	H27	H28	H29
処理及び維持管理費		千円	542,425	610,577	546,958	537,586	561,313
人件費	一般職	千円	50,484	49,601	52,728	51,262	51,968
	技能職	千円	21,725	37,100	37,488	30,809	30,835
処理費		千円	1,215	1,361	1,558	2,485	1,295
委託費	収集運搬費	千円	168,598	184,715	191,654	194,510	196,930
	中間処理費	千円	280	103	79	374	207
	その他	千円	236	254	270	347	167
組合分担金		千円	299,887	337,443	263,181	257,799	279,911
その他		千円	28,813	29,536	29,714	31,760	31,045
合計		千円	571,238	640,113	576,672	569,346	592,358
一人当たり処理費		円/人	7,175	8,078	7,301	7,227	7,541

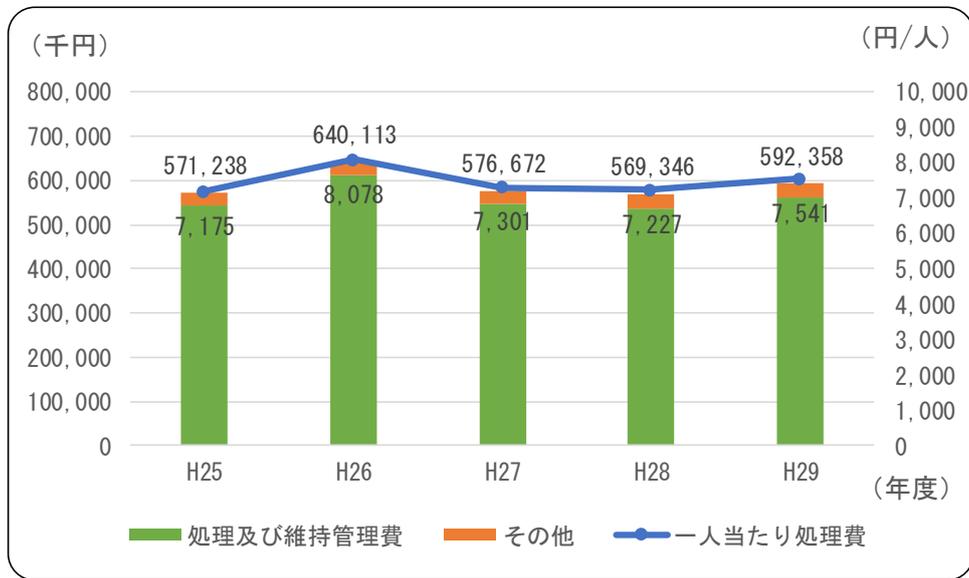


図 2-2-16 ごみ処理経費の推移

第3章 生活排水処理の状況

3-1 生活排水処理事業の概要

1) 生活排水処理の概要

生活排水（し尿及び生活雑排水）処理の概要は、表 2-3-1 に示すとおりです。し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は組合が行っています。本市では、汲み取り便槽、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行っています。また、下水道及び農業集落排水施設は本庄市、合併処理浄化槽の設置主体は住民・事業者等となっています。

表 2-3-1 生活排水処理の概要

区分 項目		生活排水処理形態				
		生活排水処理			生活排水未処理	
		下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	し尿汲み取り
処理対象	生活雑排水	○	○	○	—	—
	し尿	○	○	○	○	○
設置主体		本庄市	本庄市	住民・事業者等	住民・事業者等	住民・事業者等

2) 処理フロー

本市の生活排水処理フローは図 2-3-1 に示すとおりです。

(1) 生活排水処理

家庭等から排出されたし尿と生活雑排水については、以下のように処理されて河川に放流されます。

- ・ 公共下水道

し尿及び生活雑排水は、小山川水循環センターで処理されます。

- ・ 合併処理浄化槽、農業集落排水施設

し尿及び生活雑排水は浄化槽で処理され、処理後の浄化槽汚泥は、利根グリーンセンターで処理されます。

(2) 生活排水未処理

- ・ 単独処理浄化槽、し尿汲み取り

し尿は浄化槽で処理され、処理後の浄化槽汚泥は利根グリーンセンターで処理されます。浄化槽を設置していない家庭については、し尿は汲み取りで収集され、利根グリーンセンターで処理されます。また、生活雑排水については、未処理のまま公共用水域に放流されます。

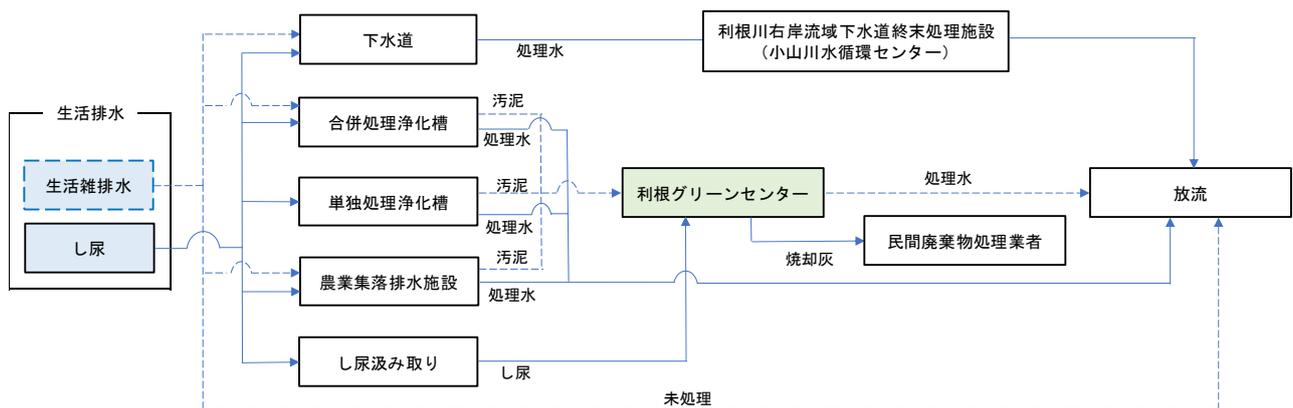


図 2-3-1 生活排水処理フロー

3)生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の実績は表 2-3-2 に示すとおりです。

年々、生活排水処理人口の割合は、高くなっています。また、生活排水未処理人口の割合は、低くなっています。

表 2-3-2 生活排水処理形態別人口

区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	人口(人)	割合(%)								
総人口	79,617	100	79,246	100	78,989	100	78,781	100	78,550	100
生活排水処理人口	58,284	73.2	59,034	74.5	59,626	75.5	60,661	77.0	61,805	78.7
公共下水道	36,653	46.0	37,044	46.7	37,594	47.6	38,408	48.8	39,276	50.0
合併浄化槽	19,794	24.9	20,254	25.6	20,310	25.7	20,488	26.0	20,782	26.5
農業集落排水	1,837	2.3	1,736	2.2	1,722	2.2	1,765	2.2	1,747	2.2
生活排水未処理人口	21,333	26.8	20,212	25.5	19,363	24.5	18,120	23.0	16,745	21.3
単独浄化槽	16,818	21.1	15,962	20.1	15,195	19.2	14,220	18.1	13,157	16.7
汲み取り人口	4,515	5.7	4,300	5.4	4,168	5.3	3,900	5.0	3,588	4.6
合計	79,617	100	79,246	100	78,989	100	78,781	100	78,550	100

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

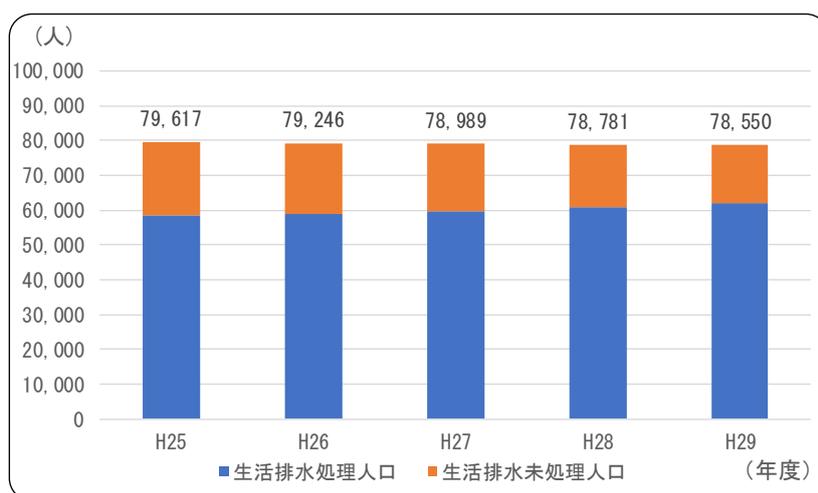


図 2-3-2 生活排水処理形態別人口の推移

4) 処理形態別概況

(1) 下水道

本市における下水道の整備状況は、表 2-3-3 に示すとおりです。平成 29 年度末現在における処理人口は 39,276 人であり、接続率は約 87.3%となっています。

表 2-3-3 下水道の整備状況（平成 29 年度）

行政面積	行政人口	計画		整備状況			
		処理面積	処理人口	整備面積	区域内人口	処理人口	接続率
ha	人	ha	人	ha	人	人	%
8,969	78,550	1,640	57,000	1,018.25	44,968	39,276	87.3

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備状況は、表 2-3-4 に示すとおりです。本市では、農業集落排水施設は 6 地区あります。

表 2-3-4 農業集落排水施設の整備状況

区分	都島地区 農業集落排水施設	田中地区 農業集落排水施設	宮戸地区 農業集落排水施設	牧西地区 農業集落排水施設	滝瀬・堀田地区 農業集落排水施設	仁手・下仁手・久々宇地区 農業集落排水施設
事業名	農山村集落排水整備モデル事業	農村総合整備モデル事業	農村総合整備モデル事業	農山村集落排水整備モデル事業	村づくり交付金	農山漁村地域整備交付金
事業期間	昭和62～63年度	平成3～6年度	平成5～8年度	平成9～14年度	平成16～20年度	平成24～29年度
供用開始	平成元年4月1日	平成7年4月1日	平成8年4月1日	平成15年4月1日	平成21年4月1日	平成30年4月1日
計画人口	280人	590人	500人	1,010人	880人	980人
汚水量	75.6m ³ /日	160m ³ /日	135m ³ /日	273m ³ /日	238m ³ /日	265m ³ /日
管路延長	L=1,468m	L=2,529m	L=3,368m	L=7,205.35m	L=6,993m	L=10,800m
処理方式	回遊式間欠ばっ気方式	嫌気性濾床及び接続ばっ気方式	嫌気性濾床及び接続ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式
流入水質	BOD 200mg/L SS 200mg/L					
放流水質	BOD 20mg/L 以下 SS 50mg/L 以下	BOD 10mg/L 以下 SS 50mg/L 以下				

(3) 合併処理浄化槽

本市における合併処理浄化槽の年間の設置数は、表 2-3-5 に示すとおりです。平成 29 年度の本市における合併処理浄化槽設置基数は 71 基であり、減少傾向にあります。

表 2-3-5 合併処理浄化槽の設置基数

	H25	H26	H27	H28	H29
設置基数（基）	210	216	187	160	71

また、本市では、合併処理浄化槽の設置整備を図るため、合併処理浄化槽を設置した市民に対し、補助金を交付しています。補助制度の概要は表 2-3-6、補助金額は表 2-3-7 に示すとおりです。

表 2-3-6 合併処理浄化槽設置に対する補助制度の概要

項目	内容
対象地域	下記の①～③を除く区域 ①公共下水道及び農業集落排水整備区域 ②1基の浄化槽を用いて集合処理をしている区域 ③農業集落排水処理施設整備事業により処理区域を設定した区域
要件	・ 10人槽以下の浄化槽。 ・ 環境省が定める環境配慮型浄化槽適合機種・使用に該当するもの。

表 2-3-7 合併処理浄化槽設置に対する補助制度の補助金額

項目		金額
設置補助額	5人槽	352,000円
	7人槽	434,000円
	10人槽	568,000円
配管費	-	150,000円
撤去費	汲み取り便槽	60,000円
	単独処理浄化槽	60,000円～90,000円

3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出実態

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、表 2-3-8 に示すとおりです。

平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、生し尿の収集量は減少しています。一方、浄化槽汚泥の収集量はほぼ横ばいとなっています。

表 2-3-8 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

	単位	年度				
		H25	H26	H27	H28	H29
し尿汲み取り及び浄化槽人口	人	41,127	40,516	39,673	38,608	37,527
し尿汲み取り	人	4,515	4,300	4,168	3,900	3,588
浄化槽	人	36,612	36,216	35,505	34,708	33,939
単独処理（想定）	人	16,818	15,962	15,195	14,220	13,157
合併処理（想定）	人	19,794	20,254	20,310	20,488	20,782
年間収集量	kl/年	17,118	17,003	16,717	16,733	16,690
生し尿	kl/年	2,686	2,391	2,376	2,174	2,031
浄化槽	kl/年	14,432	14,612	14,341	14,559	14,659
単独処理（想定）	kl/年	4,306	4,360	4,279	4,344	4,374
合併処理（想定）	kl/年	10,126	10,252	10,062	10,215	10,285
日平均収集量	kl/日	46.90	46.58	45.67	45.85	45.72
生し尿	kl/日	7.36	6.55	6.49	5.96	5.56
浄化槽	kl/日	39.54	40.03	39.18	39.89	40.16
単独処理	kl/日	11.80	11.95	11.69	11.90	11.98
合併処理	kl/日	27.74	28.09	27.49	27.99	28.18
原単位	l/人・日	1.63	1.52	1.56	1.53	1.55
単独処理	l/人・日	0.70	0.75	0.77	0.84	0.91
合併処理	l/人・日	1.40	1.39	1.35	1.37	1.36

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

【参考】 単独処理・合併処理年間収集量について

浄化槽汚泥には合併処理浄化槽と単独処理浄化槽から排出されるものがあり、それぞれ排出される汚泥量原単位が異なると考えられるため、ここでは、(社)全国都市清掃会議「汚泥再生センター等施設の計画・設計要領 2006 年改定版」に示されている、1 人 1 日当たりの排出量としました。

- ・ 合併処理浄化槽汚泥排出量：2.61（l/人・日）
- ・ 単独処理浄化槽汚泥排出量：1.11（l/人・日）

$$\text{合併処理浄化槽汚泥量} = \text{浄化槽汚泥量} \times 2.61 / (2.61 + 1.11)$$

$$\text{単独処理浄化槽汚泥量} = \text{浄化槽汚泥量} - \text{合併処理浄化槽汚泥量}$$

3-3 中間処理

利根グリーンセンター（し尿処理施設）の概要は、表 2-3-9 に示すとおりです。本施設は、標準脱窒素処理方式のし尿処理施設です。し尿及び汚泥を処理した際に生じる、脱水汚泥及びし渣は、本施設に付帯する焼却施設で焼却処理を行っています。

表 2-3-9 し尿処理施設の概要

施設名	児玉郡市広域市町村圏組合立利根グリーンセンター
事業主体	児玉郡市広域市町村圏組合（平成2年3月）
所在地	本庄市新井1029番地1
敷地面積	21107.46m ²
竣工	平成2年3月
処理能力	150kl/日（し尿109kl/日、浄化槽・農業集落排水汚泥41kl/日）
運転管理体制	委託
処理方式	一次・二次処理：標準脱窒素処理方式（低希釈法8.7倍）
	高度処理：凝集分離、オゾン、ろ過処理
	汚泥処理：濃縮、脱水、乾燥及び焼却処理
	脱臭処理：高、中低及び極低濃度3系統処理

3-4 最終処分

利根グリーンセンターの焼却施設において、脱水汚泥及びし渣の焼却に伴い発生する焼却灰の搬出量は表 2-3-10 に示すとおりです。

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、焼却灰排出量に関しては減少傾向にあります。

表 2-3-10 焼却灰排出量の実績

項目	年度	単位	H25	H26	H27	H28	H29
し尿及び汚泥		t/年	17,118	17,003	16,717	16,733	0
	し尿	t/年	2,686	2,391	2,376	2,174	
	浄化槽汚泥	t/年	14,432	14,612	14,341	14,559	
焼却灰排出量		t/年	92	111	109	92	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、組合調べ

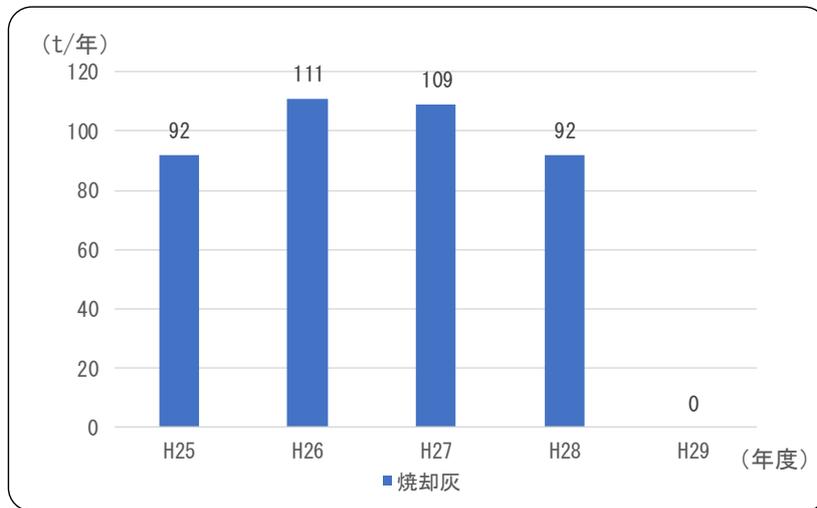


図 2-3-3 焼却灰排出量の推移

3-5 事業費

本市におけるし尿処理に係る事業費は表 2-3-11、図 2-3-5 に示すとおりです。平成 28 年度の事業費は 97,819 千円であり、本市の人口一人当たりによると約 1,242 円でした。過去 5 年間の一人当たりの処理費は 1,192 円～1,242 円の間で推移しています。

表 2-3-11 し尿処理に係る事業費

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
建設・改良費	千円	0	0	0	6,885	
組合分担金	千円	0	0	0	6,885	
その他	千円	94,912	96,569	97,915	90,934	
組合分担金	千円	94,912	96,569	97,915	90,934	
合計	千円	94,912	96,569	97,915	97,819	0
一人当たり処理費	円/人	1,192	1,219	1,240	1,242	0

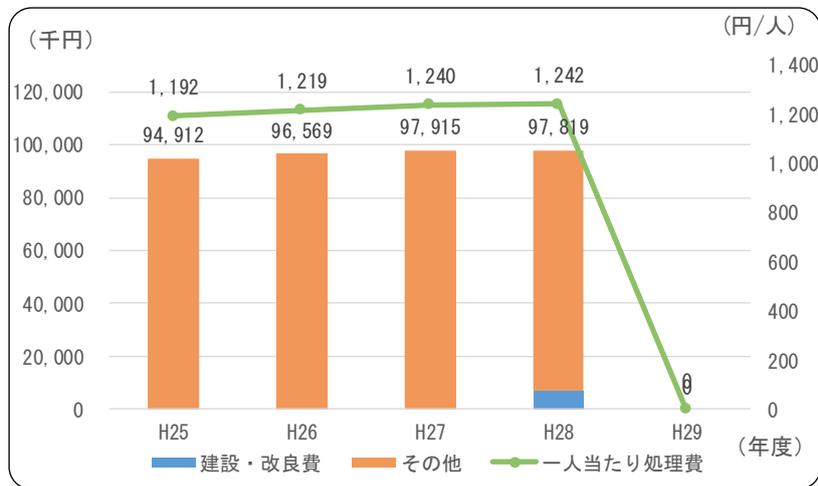


図 2-3-4 本庄市のし尿処理に係る事業費の推移

第4章 廃棄物処理の課題と施策の方向性

4-1 ごみ処理に係る施策の事後評価

本市の前基本計画に示した、「排出抑制計画」「収集・運搬計画」「中間処理計画」「最終処分計画」の目標達成に向けた事後評価を表2-4-1のとおりに行いました。

表2-4-1 ごみ処理に係る施策の事後評価

項目	施策の内容	評価
排出抑制計画	1. ごみの発生抑制と減量の推進	
	ごみの発生抑制と減量の推進	◎
	エコショップの推進	○
	2. ごみの適正処理のに向けた分別の徹底	
	ごみの分別の徹底	○
	3. 資源の有効活用	
	資源の有効活用	△
	焼却灰の再利用	◎
	リサイクル活動の支援	△
	4. 生ごみリサイクルの推進	
生ごみ減量化の促進	◎	
5. 新たなリサイクルの推進	社会情勢の変化に対応したリサイクル	○
収集・運搬計画	住民ニーズと環境衛生に配慮した収集所の整備	○
	住民のごみの搬出に対する意識の向上	○
	収集所の管理者への協力支援体制の確立	○
中間処理計画	処理施設の適正な運転管理	◎
	資源循環の促進と情報発信	○
最終処分計画	焼却灰の再資源化を促進	○
	最終処分場延命化対策の推進	○
	最終処分場の管理と民間最終処分場の安定的利用	○

◎実施できた ○概ね実施できた △一部実施した ×実施できなかった

4-2 ごみ処理に係る課題と施策の方向性

第2章のごみ処理の状況と上記のごみ処理に係る施策の事後評価を踏まえ、課題を整理し、今後の施策の方向性についてまとめました。図2-4-1に示すとおりです。

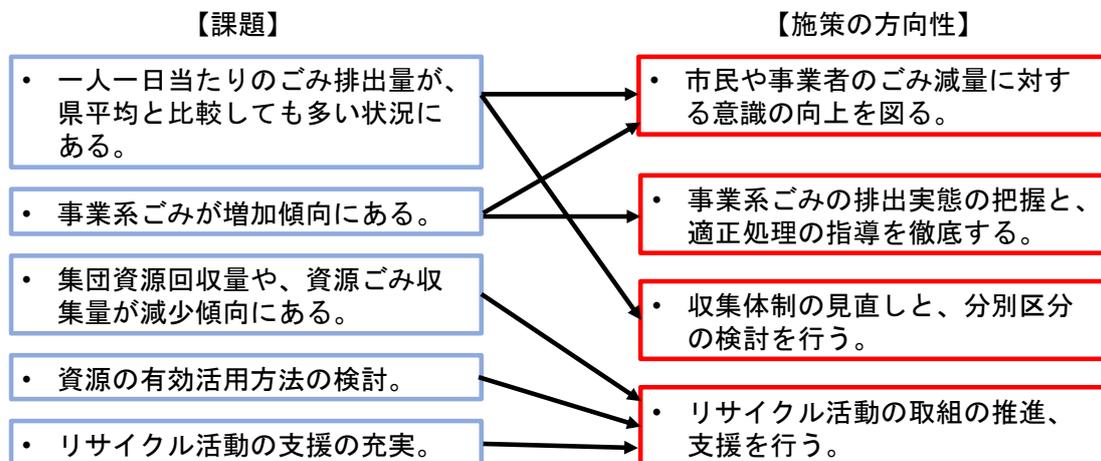


図2-4-1 ごみ処理に係る課題と施策の方向性

4-3 生活排水処理に係る施策の事後評価

本市の前基本計画に示した、「生活排水処理に関する計画」「し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画」「し尿及び浄化槽汚泥の中間処理計画」「し尿及び浄化槽汚泥の最終処理計画」「水質保全計画」の目標達成に向けた事後評価を表 2-4-2 のとおりに行いました。

表 2-4-2 生活排水処理に係る施策の事後評価

項目	施策の内容	評価
生活排水処理に関する計画	河川の水質を保全するため、環境にやさしい洗剤や水切り袋を使用する等、生活排水に関する普及啓発を進める。	○
	河川の水質改善のため、排水処理施設の整備・水洗化率の向上を推進し、水質の保全に努める。	○
し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画	収集・運搬に関しては環境衛生面、効率性かつ経済性について検討。	○
	料金は、安定した処理事業の継続のための政策を検討。	○
	収集量及び世帯数の減少に対応した許可・委託の形態について検討。	○
水質保全計画	住民・事業者に対する広報やイベントの開催等による啓発	△
	浄化槽の維持管理に関する啓発	△
	元小山川水環境改善活動連絡会の取組の推進	○

◎実施できた ○概ね実施できた △一部実施した ×実施できなかった

4-4 生活排水処理に係る課題と施策の方向性

第3章の生活排水処理の状況と上記の生活排水処理に係る施策の事後評価を踏まえ、課題を整理し、今後の施策の方向性についてまとめました。図 2-4-2 に示すとおりです。

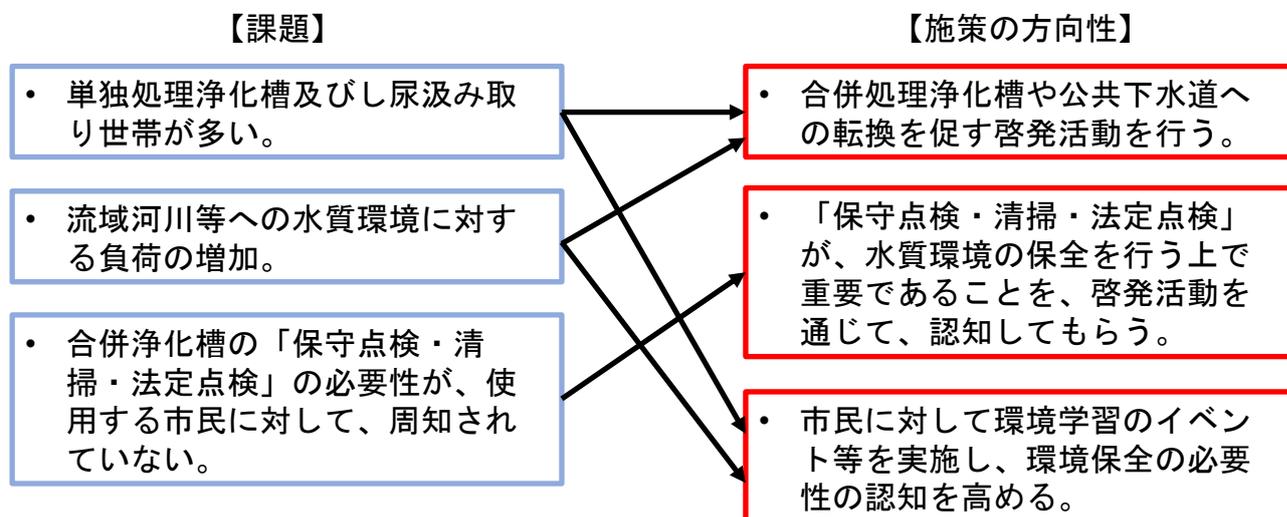


図 2-4-2 生活排水処理に係る課題と施策の方向性

第5章 一般廃棄物処理行政等の動向

5-1 国における法制度の調査・分析・整理

廃棄物・リサイクルに関連する国の計画、方針は以下のとおりです。

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。第四次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、以下の3項目を挙げています。

1. 地域循環共生圏形成による地域活性化
2. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 適正処理の更なる推進と環境再生

2) 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月変更）

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために環境大臣により定められるものです。定期的に改定されており、最近では平成28年1月に改定されました。

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
4. 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
5. 非常災害時における3,4に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
6. その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3) 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものです。基本的理念として、以下の3つを挙げています。

1. 3Rの推進
2. 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
3. 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

5-2 廃棄物処理技術の動向

一般廃棄物の処理について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」により廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、制定されました。

本法をうけ、地方自治体は、一般廃棄物の処理及び処分に関して衛生的な適正処理を主眼とした処理施設を建設・運営していました。

しかし、近年の世界的な地球温暖化や資源の枯渇に対する問題から「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定され一般廃棄物処理施設に関しても、従来の衛生的な適正処理の技術は、十分確立されていることから、循環型社会に則した資源のリユース・リサイクルを可能とする技術が求められております。

このような、廃棄物を取り巻く環境から、環境省の交付金事業としても資源循環を主眼とした処理技術を備えることが条件となっております。

以下に処理対象物ごとの循環型社会に則した近年の廃棄物処理技術を示します。

1) 可燃ごみの処理施設

可燃ごみの処理施設は、高効率ごみ発電施設としてエネルギー回収率24.5%相当以上の施設として高効率発電が可能となる技術が導入されつつあります。

例としては、高温・高圧蒸気を利用して発電した後に低圧蒸気となって回収される熱を更に回収し、熱エネルギーとして利用する技術や、ガス化熔融施設における可燃ガスを回収しガスタービンエンジンによる高効率発電技術が開発されております。

また、従来発電が困難であった中小規模焼却施設についても、マイクロスチームタービンを利用した高効率発電を可能とする焼却施設の実用化がなされております。

2) 有機性廃棄物処理施設

有機性廃棄物処理施設については、従来し尿処理施設として生活排水を適正に処理していた施設から、生活排水以外の有機性廃棄物を合わせて処理し資源化を行う汚泥再生処理センターを交付金対象施設として位置づけられています。循環型社会に則した技術として、有機性廃棄物をメタン発酵技術によりバイオガスを回収し、自動車用燃料やガスタービン発電用燃料として利用するほか、コンポストを製造する技術、処理に伴い発生する汚泥を脱水し、焼却施設の助燃剤として利用する技術などが実用化されております。

第3編 一般廃棄物処理基本計画

第1章 ごみ処理基本計画

1-1 計画フレーム

1) 予測手法

将来のごみ排出量及び処理量・処分量の予測手法は、図3-1-1に示すとおりです。

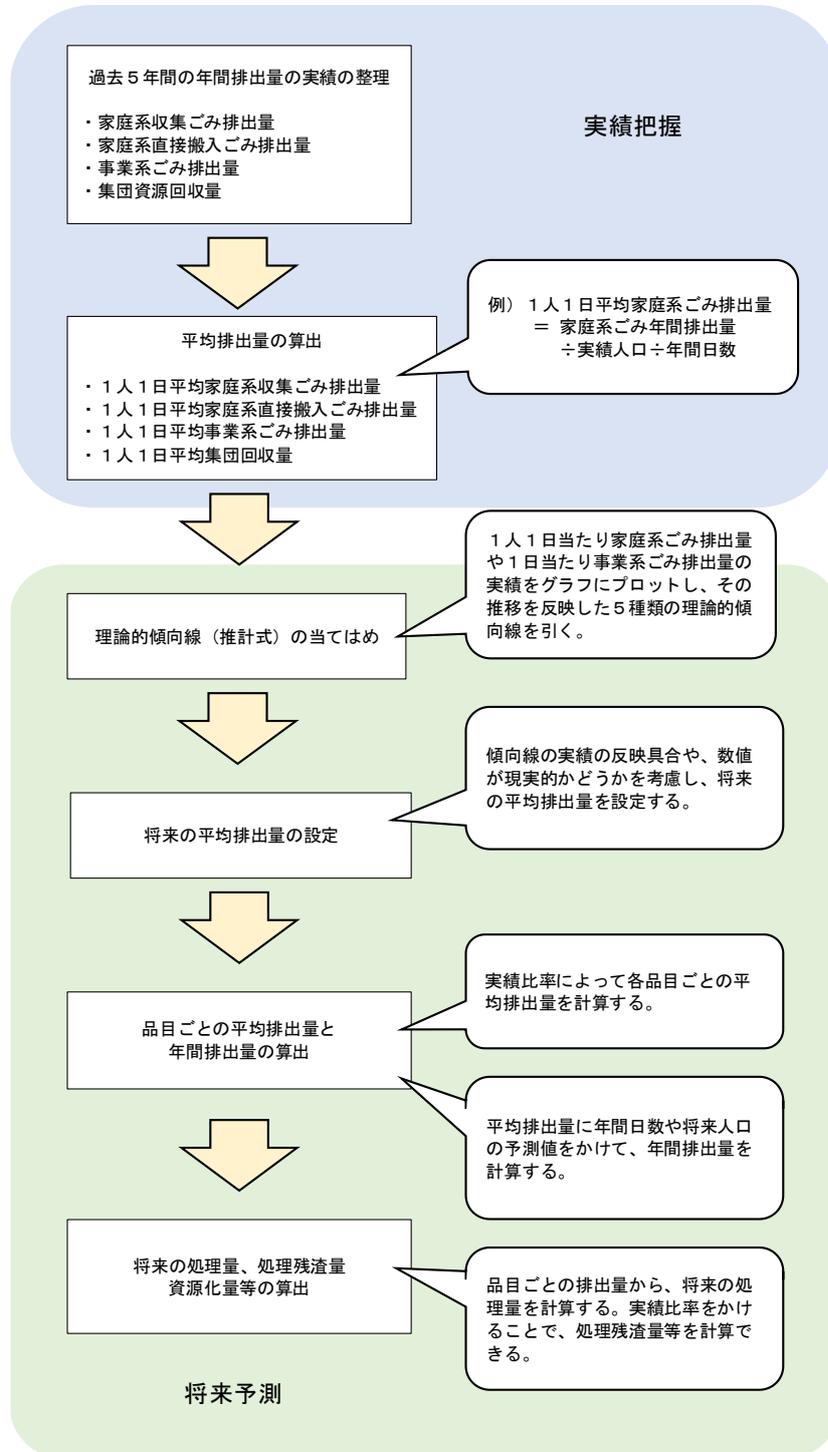


図3-1-1 予測手法

2) 将来人口の見込み

ごみの排出量は一般的に人口に比例するため、将来のごみの排出量の予測を行うにあたって、まず将来人口を設定します。将来人口としては、「本庄市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）」を参考に、予測を行いました。将来人口の見込みは、表 3-1-1、図 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-1 将来人口の予測結果

	西暦	和暦	単位	人口
実績	2015	H27	人	78,989
	2016	H28	人	78,781
	2017	H29	人	78,550
予測	2018	H30	人	78,835
	2019	H31	人	78,392
	2020	H32	人	77,950
	2021	H33	人	77,433
	2022	H34	人	76,916
	2023	H35	人	76,399
	2024	H36	人	75,882
	2025	H37	人	75,365
	2026	H38	人	74,799
	2027	H39	人	74,233
	2028	H40	人	73,666
2029	H41	人	73,100	
2030	H42	人	72,533	
2031	H43	人	71,945	
2032	H44	人	71,505	
2033	H45	人	71,065	

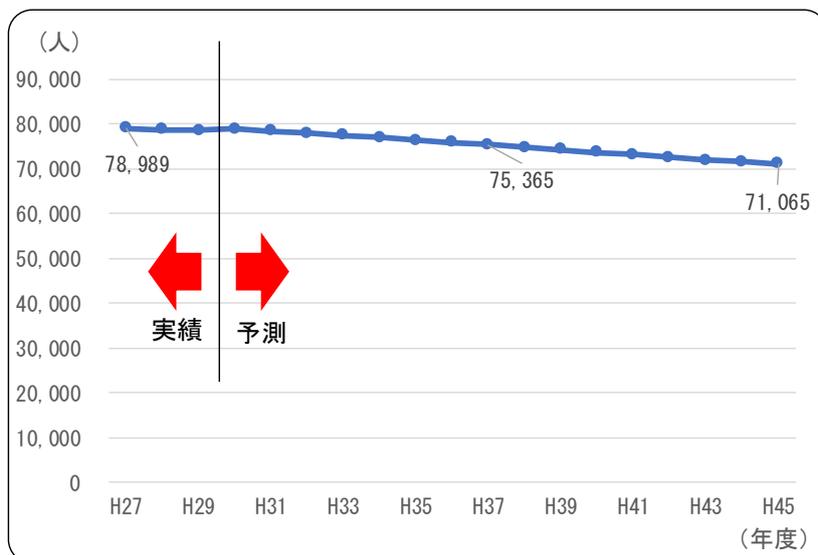


図 3-1-2 将来人口の予測結果

3) 将来のごみ排出量の見込み

表 3-1-2 に示す推計式に当てはめて、現状の傾向が続くと仮定した場合のごみ排出量を算出しました。予測結果は表 3-1-3 に示すとおりです。また、算出した 1 人 1 日当たりのごみ排出量より、ごみ総排出量を算出しました。予測結果は表 3-1-4 に示すとおりです。

現状の施策を継続した場合、1 人 1 日当たりのごみ排出量に関して、家庭系収集ごみと集団資源回収量は、減少傾向となっています。一方、家庭系直接搬入ごみと事業系ごみの排出量は増加傾向にあります。全体として、減少の傾向となることが予想されます。

総排出量に関しては、全ての項目で減少傾向となることが予想されます。

表 3-1-2 推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$y=ax+b$	y: 推計値 a, b: 係数 x: 年度
対数級数法	$y=a \cdot \text{LOGe}(x) + b$	
等比級数法	$y=(e^{ax}) \cdot b$	
べき級数法	$y=(x^a) \cdot b$	
逆数級数法	$y=(a/x) + b$	

表 3-1-3 1 人 1 日当たりのごみ排出量予測

項目	年度	単位	実績			
			H29	H35	H40	H45
計画収集人口 (人)		人	78,550	76,399	73,666	71,065
ごみ量合計		g/人・日	1,117.96	1,107.67	1,095.56	1,086.69
家庭系収集ごみ		g/人・日	647.45	622.58	607.16	595.21
可燃ごみ		g/人・日	592.69	572.32	559.66	549.81
不燃ごみ		g/人・日	39.76	36.04	33.92	32.29
粗大ごみ		g/人・日	2.13	2.15	2.10	2.07
有害ごみ		g/人・日	0.42	0.33	0.29	0.27
資源ごみ		g/人・日	12.45	11.74	11.19	10.77
家庭系直接搬入ごみ		g/人・日	88.34	90.26	90.83	91.26
可燃ごみ		g/人・日	62.64	63.00	63.00	63.00
不燃ごみ		g/人・日	11.16	12.26	12.83	13.26
粗大ごみ		g/人・日	14.54	15.00	15.00	15.00
有害ごみ		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00
資源ごみ		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00
事業系ごみ		g/人・日	335.40	354.45	360.75	365.69
可燃ごみ		g/人・日	331.42	351.65	358.48	363.79
不燃ごみ		g/人・日	2.27	1.74	1.42	1.19
粗大ごみ		g/人・日	1.40	0.75	0.56	0.43
有害ごみ		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00
資源ごみ		g/人・日	0.31	0.31	0.29	0.28
集団資源回収		g/人・日	46.77	40.38	36.82	34.53
紙類		g/人・日	45.97	39.30	35.61	33.22
新聞		g/人・日	26.51	21.40	18.95	17.41
雑誌		g/人・日	7.88	6.07	4.72	3.79
段ボール		g/人・日	11.51	11.71	11.80	11.86
牛乳パック		g/人・日	0.07	0.12	0.14	0.16
布類		g/人・日	0.45	0.79	0.96	1.09
金属類		g/人・日	0.35	0.29	0.25	0.22

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

表 3-1-4 ごみ総排出量予測

項目	年度	単位	実績			
			H29	H35	H40	H45
計画収集人口(人)		人	78,550	76,399	73,666	71,065
ごみ量合計		t/年	32,053	30,982	29,479	28,219
家庭系収集ごみ		t/年	18,563	17,418	16,346	15,471
可燃ごみ		t/年	16,993	16,003	15,048	14,261
不燃ごみ		t/年	1,140	1,008	912	838
粗大ごみ		t/年	61	60	56	54
有害ごみ		t/年	12	9	8	8
資源ごみ		t/年	357	338	322	310
家庭系直接搬入ごみ		t/年	2,533	2,524	2,442	2,367
可燃ごみ		t/年	1,796	1,762	1,694	1,634
不燃ごみ		t/年	320	343	345	344
粗大ごみ		t/年	417	419	403	389
有害ごみ		t/年	0	0	0	0
資源ごみ		t/年	0	0	0	0
事業系ごみ		t/年	9,616	9,912	9,700	9,485
可燃ごみ		t/年	9,502	9,833	9,639	9,436
不燃ごみ		t/年	65	49	38	31
粗大ごみ		t/年	40	21	15	11
有害ごみ		t/年	0	0	0	0
資源ごみ		t/年	9	9	8	7
集団資源回収		t/年	1,341	1,128	991	896
紙類		t/年	1,318	1,098	958	862
新聞		t/年	760	598	510	452
雑誌		t/年	226	170	127	98
段ボール		t/年	330	327	317	308
牛乳パック		t/年	2	3	4	4
布類		t/年	13	22	26	28
金属類		t/年	10	8	7	6

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

1-2 減量化・資源化計画

1) 国及び埼玉県及び組合の目標値

国では、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理法基本方針」という。）を示し、廃棄物の減量化・資源化目標を定めています。

また、埼玉県では「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」（以下、「県計画」という。）を示し、県が目標とする「廃棄物を資源として活かし、未来につなげる循環型社会」の実現を見据え、廃棄物の現状分析と将来予測等を踏まえたうえで、目標値を定めています。

さらに、組合では、「児玉郡市広域市町村圏組合一般廃棄物処理基本計画」を示し、組合におけるごみ減量化・資源化の目標値を定めています。

国と県及び組合の目標値は、表 3-1-5 に示すとおりです。

表 3-1-5 国及び埼玉県及び組合の目標値

	国		埼玉県		組合	
名称	廃棄物処理法基本方針 (平成28年1月)		第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成28年3月)		児玉郡市広域市町村圏組合 一般廃棄物処理基本計画 (平成29年3月)	
対象年度	基準年度：平成24年度 目標年度：平成32年度		基準年度：平成25年度 目標年度：平成32年度		基準年度：平成25年度 目標年度：平成43年度	
目標	家庭系ごみ 原単位	500g/人・日	家庭系ごみ 原単位	503g/人・日	家庭系ごみ 原単位 (資源除く)	約13%削減
	再生利用量	約27%	事業系ごみ	約10%削減	事業系ごみ	約16%削減
	最終処分量	約14%削減	最終処分量 原単位 (一般廃棄物)	約10%削減	資源化率	22.8%
	総ごみ排出量	約12%削減	最終処分量 (産業廃棄物)	約10%削減	最終処分量	約13%削減

本市における国及び県の目標値の達成見込みは、表 3-1-6、表 3-1-7 に示すとおりです。現在の状況では、国、県の目標値ともに未達成となっています。

表 3-1-6 国目標値の達成見込み

廃棄物処理基本方針(平成28年1月)		
総ごみ排出量 (t/年)	H24実績	32,855
	H32予測	31,792
	削減率	約3.2%削減
	目標	約12%削減
	達成見込み	×
家庭系ごみ (資源除く) 原単位 (g/人・日)	H24実績	750.27
	H32予測	711.83
	目標	500g/人・日
	達成見込み	×
再生利用量 (資源化率) (%)	H32予測	約17.30%
	目標	約27%
	達成見込み	×
最終処分量 (t/年)	H24実績	1,017
	H32予測	1,223
	削減率	約20%増加
	目標	約14%削減
	達成見込み	×

表 3-1-7 県目標値の達成見込み

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成28年3月)		
家庭系ごみ (資源除く) 原単位 (g/人・日)	H25実績	746.49
	H32予測	711.83
	目標	503.00
	達成見込み	×
事業系ごみ 排出量	H25実績	9,584
	H32予測	9,951
	削減率	約3.8%増加
	目標	10%削減
	達成見込み	×
最終処分量 原単位 (g/人・日)	H25実績	43.81
	H32予測	42.99
	削減率	約1.9%削減
	目標	10%削減
	達成見込み	×

3) ごみ減量化・資源化の目標値の設定

本市の将来のごみ排出量の予測により導き出された数値を踏まえるとともに、組合で設定した目標と整合を図り、本基本計画のごみ減量化・資源化の目標値を次のとおり設定します。

また、設定した目標より、本市における将来ごみ量の目標値を以下の表 3-1-8 に示すとおりに定めます。

- **家庭系ごみ（資源除く）排出量原単位**
組合の目標を踏まえ、平成45年度までに約**11.34%削減**します。（平成29年度比）
- **事業系ごみ排出量**
組合の目標を踏まえ、平成45年度までに約**18.24%削減**します。（平成29年度比）
- **資源化率**
組合の目標を踏まえ、平成37年度（中間目標年度）までに資源化率を、**2.25%増加**させます。（平成29年度比）
- **最終処分量**
現状の施策（焼却灰等の有効利用等）を継続していきます。

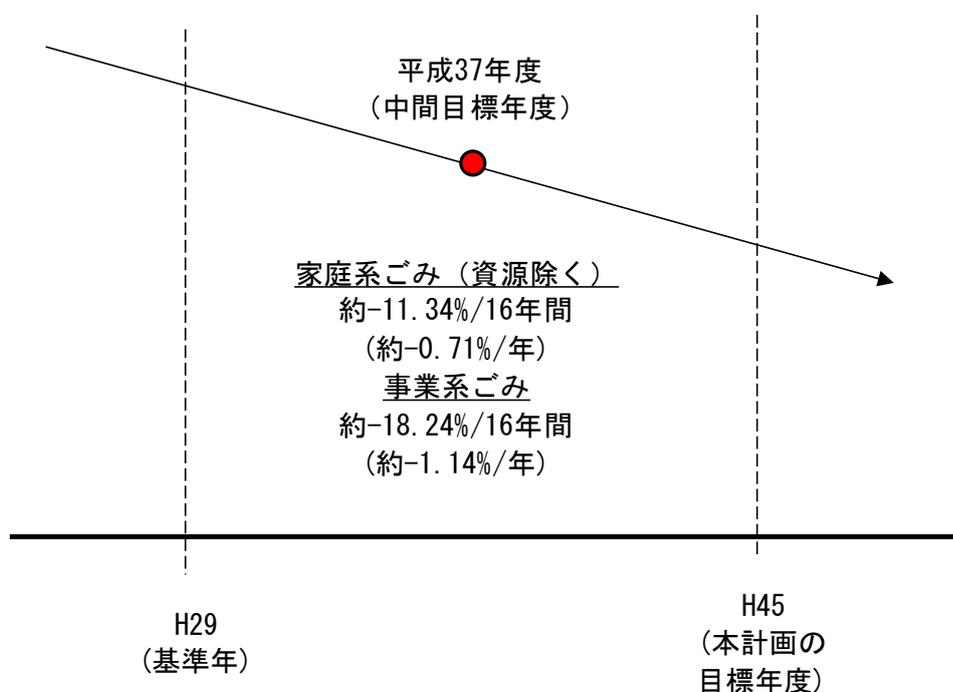


図 3-1-3 ごみ減量化目標の考え方

表 3-1-8 ごみ減量化・資源化の目標値

家庭系ごみ (資源除く) 原単位 (g/人・日)	H29実績	723.34
	削減率	約11.34%削減
	目標	641.30
事業系ごみ 排出量 (t/年)	H29実績	9,616
	削減率	約18.24%削減
	目標	7,862
資源化率	H29実績	
	増減率	
	目標	21.25%
最終処分量	H29実績	
	削減率	
	目標	

4) 将来ごみ量の目標値

3) で定めた目標を踏まえ、将来の一人一日当たりのごみ排出量の予測を行いました。結果は、表 3-1-9 に示すとおりです。

表 3-1-9 一人一日当たりのごみ排出量予測（目標値を設定した場合）

項目	年度	単位	実績	予測		
			H29	H35	H40	H45
計画収集人口（人）		人	78,550	76,399	73,666	71,065
ごみ量合計		g/人・日	1,117.96	1,078.90	1,064.22	1,043.83
家庭系収集ごみ		g/人・日	647.45	619.48	605.74	588.46
可燃ごみ		g/人・日	592.69	562.66	546.08	525.85
不燃ごみ		g/人・日	39.76	39.48	39.94	40.36
粗大ごみ		g/人・日	2.13	2.00	1.90	1.97
有害ごみ		g/人・日	0.42	0.43	0.45	0.46
資源ごみ		g/人・日	12.45	14.91	17.37	19.82
家庭系直接搬入ごみ		g/人・日	88.34	81.79	77.43	72.48
可燃ごみ		g/人・日	62.64	57.58	54.11	50.20
不燃ごみ		g/人・日	11.16	9.94	9.04	7.98
粗大ごみ		g/人・日	14.54	14.27	14.28	14.30
有害ごみ		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00
資源ごみ		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00
事業系ごみ		g/人・日	335.40	320.42	312.81	303.01
可燃ごみ		g/人・日	331.42	316.43	308.80	298.97
不燃ごみ		g/人・日	2.27	2.32	2.42	2.51
粗大ごみ		g/人・日	1.40	1.26	1.16	1.06
有害ごみ		g/人・日	0.00	0.07	0.07	0.08
資源ごみ		g/人・日	0.31	0.34	0.36	0.39
集団資源回収		g/人・日	46.77	57.21	68.24	79.88
紙類		g/人・日	45.97	56.43	67.28	78.76
新聞		g/人・日	26.51	34.09	40.64	47.57
雑誌		g/人・日	7.88	10.27	12.24	14.33
段ボール		g/人・日	11.51	11.96	14.26	16.70
牛乳パック		g/人・日	0.07	0.11	0.13	0.16
布類		g/人・日	0.45	0.21	0.28	0.32
金属類		g/人・日	0.35	0.57	0.68	0.80

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

また、3)で定めた目標を踏まえ、将来年間ごみ排出量予測を行いました。結果は表 3-1-10 に示すとおりです。

表 3-1-10 将来の年間排出量予測（目標値を設定した場合）

項目	年度	単位	実績				予測			
			H29	H35	H40	H45	H29	H35	H40	H45
計画収集人口（人）		人	78,550	76,399	73,666	71,065				
ごみ量合計		t/年	32,053	30,168	28,614	27,075				
家庭系収集ごみ		t/年	18,563	17,321	16,286	15,263				
可燃ごみ		t/年	16,993	15,733	14,683	13,640				
不燃ごみ		t/年	1,140	1,104	1,074	1,047				
粗大ごみ		t/年	61	55	50	50				
有害ごみ		t/年	12	12	12	12				
資源ごみ		t/年	357	417	467	514				
家庭系直接搬入ごみ		t/年	2,533	2,287	2,082	1,880				
可燃ごみ		t/年	1,796	1,610	1,455	1,302				
不燃ごみ		t/年	320	278	243	207				
粗大ごみ		t/年	417	399	384	371				
有害ごみ		t/年	0	0	0	0				
資源ごみ		t/年	0	0	0	0				
事業系ごみ		t/年	9,616	8,960	8,411	7,860				
可燃ごみ		t/年	9,502	8,848	8,303	7,755				
不燃ごみ		t/年	65	65	65	65				
粗大ごみ		t/年	40	35	31	27				
有害ごみ		t/年	0	2	2	2				
資源ごみ		t/年	9	9	10	10				
集団資源回収		t/年	1,341	1,600	1,835	2,072				
紙類		t/年	1,318	1,578	1,809	2,043				
新聞		t/年	760	953	1,093	1,234				
雑誌		t/年	226	287	329	372				
段ボール		t/年	330	335	384	433				
牛乳パック		t/年	2	3	4	4				
布類		t/年	13	6	8	8				
金属類		t/年	10	16	18	21				

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

1-3 ごみ処理基本方針

本市のごみ処理基本方針は、「ごみ処理に係る課題と施策の方向性」でまとめた施策の方向性を踏まえ、以下の基本方針を定めることとします。

基本方針1 廃棄物の減量化の推進

ごみの発生抑制について、市民や事業者に対する啓発活動の充実を図ります。また、事業系ごみの適正排出に向けた取組などを実施することで、ごみの減量化を推進します。

基本方針2 廃棄物の適正処理

収集、回収体制の見直しや分別情報の発信など、ごみの適正排出に向けた取組を推進します。また、一般廃棄物処理に係る社会経済情勢の動向等に注視し、適正な処理体制の構築に努めます。

基本方針3 リサイクルの推進

自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会やPTA等の集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。また、市民の利便性を考慮し、市民負担の軽減を図りつつ、循環型社会の形成を目指して、分別排出しやすい環境整備を進めます。

1-4 分別計画

本市では表 3-1-11 に示すとおり、7 分別を実施しています。当面は現状の分別区分を継続していきませんが、今後、組合全体で「その他プラスチック製容器包装」及び「その他紙製容器包装」、「剪定枝」の分別について検討を行っていく予定です。

表 3-1-11 現在の分別区分

分別数	区分		
1	可燃ごみ		
2	不燃ごみ		
3	粗大ごみ		
4	有害ごみ（乾電池等含む）		
5	資源ごみ	ペットボトル	
		缶類	飲料用缶
			その他の缶
		びん類	生きびん
その他のびん			
6	集団資源回収	資源ごみ	紙類
			布類
			金属類
7	小型家電		

1-5 収集・運搬計画

収集・運搬体制に関しては、当面、現状の収集・運搬体制を維持していくものとしますが、今後の排出状況や、社会状況に応じて、収集方式、収集頻度等は見直していきます。

1) 収集運搬の範囲

本市全域とする。

2) 収集運搬の目標

ごみの収集・運搬については、以下の目標を設定します。

人と地球にやさしい収集・運搬体制を構築します。また、住民ニーズに対応できる収集・運搬計画及び、事業系ごみの減量化と適正排出を推進できるような収集・運搬計画を目指します。

住民ニーズに対応できる収集・運搬体制の構築が求められています。

また、特例として限定的に収集所への排出を可能としている少量事業系ごみの超過排出対策や許可業者による小山川クリーンセンターへの搬入管理を徹底し、ごみの減量化と適正排出を推進していきます。

さらに、低公害車型車両の導入を図るなど、人と地球にやさしい収集・運搬体制を構築することが重要です。

3) 目標達成に向けた具体的施策の展開

(1) 効率的な収集・運搬体制の整備とごみ排出マナーの向上

①再資源化計画に対応できる収集・運搬体制の確立

資源化対象物の拡大に向け、収集・運搬を円滑に行うため排出場所、排出方法、収集頻度を検討し、市民の協力が得られる効率的な収集・運搬体制を確立していきます。

②粗大ごみの収集方法の見直し

リクエスト収集については、収集日や収集回数の見直しを検討していきます。

③排出マナーの向上に向けた啓発活動

ごみ分別に対する不十分な認識による適正な分別が行われていないことにより、ごみ減量・資源化を推進する上で障害となっています。

広報やホームページ等の啓発をはじめ、自治会との連携を図り、地域での啓発活動を行っていきます。

(2) 住民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備

①生活介助を要する市民への収集支援

生活介助を要する一人暮らしの高齢者や身体障害者等に対し、ごみ収集所へ排出することが困難な場合は、門前に排出してもらう戸別収集を、福祉関係者と連携を図り、システムの構築に向け研究していきます。

②低公害型車両の導入

収集・運搬時の排気ガスによる環境負荷を低減するため、直営車両については車両購入時に低公害型車両の導入を図るとともに、委託業者及び許可業者に対しても同様の取組みを引き続き要請していきます。

(3) 事業系ごみの減量化と適正排出を推進できる収集・運搬体制の構築

①事業系ごみの減量化及び適正排出

少量事業者に対する特例として、1 収集日あたり 2 袋まで収集所へ排出可能としていますが、超過排出や事業系指定ごみ袋の不徹底等に対する指導を強化し、事業系ごみの減量化及び適正排出を推進していきます。

②小山川クリーンセンターへの搬入管理の徹底

不定期に許可業者への搬入検査を行っていますが、今後も継続して搬入管理を行い、許可業者に対する指導を強化していきます。

1-6 中間処理計画

中間処理は組合の所管ですが、ごみ処理・処分の重要な行程を担っていることから、本基本計画に組合の計画を以下のとおり掲載します。

1) 中間処理の目標

小山川クリーンセンターの適正な運転・維持を行い、施設の長寿命化を図っていくとともに、焼却灰の有効利用ルートを確立し、資源化体制を構築します。

ごみの適正処理は、日常の快適な生活を保つために欠くことのできない役割を担っています。小山川クリーンセンターの機能維持は重要な責務であり、施設の長寿命化を計画します。

また、焼却灰等については、民間のセメント工場等の活用により有効利用を図っているところですが、将来における長期的・安定的な有効利用ルートを確立し、資源化体制を構築します。

2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

(1) 小山川クリーンセンターの長寿命化

ごみ焼却施設は、他の都市施設と比較すると耐用年数が短く、約 20～24 年で更新時期を迎える例が多くなっています。一方で、国及び自治体等の財政状況も厳しい状況にあることから、環境省ではごみ処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、「長寿命化計画策定支援事業」及び「基幹的設備改良事業」に対して交付金を出し、当該取組みを推進しています。

小山川クリーンセンターは、稼働後 18 年目を迎えていることから、長寿命化計画を検討し、運転及び維持管理に取り組んでいくことが重要です。

(2) 焼却灰等の有効利用ルートの確立

焼却灰等については、民間のセメント工場等の活用により有効利用を図っているところです。

今後も、セメント化や人工砂化等により建設資材としての有効利用を図るため、民間委託を主として取り組んでいきます。ただし、安定的・長期的な資源化体制を確保するため、有効利用ルートについては継続して調査・研究を行っていきます。

(3) 廃棄物エネルギーの継続利用

効率的な発電及び熱回収を図り、継続的に余熱利用施設「湯かっこ」への焼却余熱の供給を行っていきます。

また、市民に対して、小山川クリーンセンターでの熱エネルギー有効利用に関する情報発信を継続し、身近な施設での取組みを知ってもらうことで、市民の資源循環への意識を醸成していきます。

(4) 安全対策の徹底

施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努めます。

また、今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していきます。

1-7 最終処分計画

最終処分は組合の所管ですが、ごみ処理・処分の重要な行程を担っていることから、本基本計画に組合の計画を以下のとおり掲載します。

1) 最終処分の目標

最終処分の目標は、以下に示すとおりです。

焼却灰等の有効利用を促進するとともに、資源化と最終処分のコスト比較を進め、長期的に経済的で安定した最終処分方法を確立する。

資源循環型社会の構築のためには、焼却灰等の有効利用を図り、全国的に残余容量の逼迫する最終処分場への埋立を極力回避できるよう検討します。ただし、灰固化物（飛灰）については埋立処分せざるを得ないことから、長期的に経済的で安定した最終処分方法を確立します。

2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

(1) 新たな最終処分場のあり方の検討

現在は、県外の民間最終処分場にて最終処分を行っていますが、最終処分場のあり方について、焼却灰等の資源化状況及び灰固化物（飛灰）の排出量に応じて、費用対効果を勘案しながら検討を継続します。

(2) 一般廃棄物最終処理場跡地の管理と利用の検討

一般廃棄物最終処分場については、埋立終了以後も維持管理や跡地利用について調査・検討を継続します。

1-8 ごみ処理施設の整備に関する事項

現在使用している小山川クリーンセンターを継続使用し、適正処理、資源化の促進、最終処分量の減量化に努めます。

1-9 行財政計画

1) 組織体制の整備

清掃行政研究会の活動を通して、組合の構成町との連携を強化していきます。

2) 廃棄物会計の導入検討

環境省では、『一般廃棄物会計基準』（平成 19 年度）を定め、全国統一的なコスト分析を行うことにより、ごみ処理事業の運営のあり方の検討や処理施策に関する費用対効果の検証を行い、ごみ処理事業の 3 R 化を目指しています。本市が属している組合においてもごみ処理システムの効率化を推進するために、廃棄物会計の導入を検討していきます。

3) 計画の進行管理と施策の事後評価

本基本計画は、廃棄物処理法に基づき、概ね 5 年毎に計画の実施状況を把握して評価・改善を図っていきます。また、取組みや施策について、ごみの減量効果や環境への負荷低減効果、費用対効果などについて事後評価を行い、継続的に改善していきます。

1-10 市・市民・事業者の取り組み

ごみの減量化・資源化は市だけの取り組みで推進できるものではありません。市民・事業者・市が適切な役割を認識し、パートナーシップと協働の仕組みを築き、実行することで初めて実現が可能となります。市・市民・事業者の取組として、以下のようなものが挙げられます。

1) ごみの排出抑制

表 3-1-12 ごみの排出抑制

主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキングやマイバッグの利用など、ごみの減量につながる活動を推奨します。 ・ごみの発生抑制の対策を進めます。 ・ごみの適切な排出方法について普及啓発に努めます。 ・生ごみ水切り運動等を通して、ごみの減量化に関する情報を積極的に発信します。 ・事業者に対してごみの排出抑制に関する指導を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用廃プラスチック等のリサイクルによる環境保全型農業を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入[※]、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設、公共工事から排出されるごみの削減に努めます。 ・公共施設から出る紙類の削減を図るとともに、再生紙の利用や再資源化を進めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキングやマイバッグの利用など、ごみの減量に取り組みます。 ・生ごみ水切り運動等を通して、ごみの減量化に努めます。 ・グリーン購入、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。 ・ごみの削減やリサイクルについて、自治会やボランティア団体に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの徹底した分別により、ごみの減量に取り組みます。 ・事業に必要な原材料等は、再生資源等、環境に配慮した製品を使用します。 ・プラスチックのリサイクルを行います。 ・グリーン購入、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。

※ 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選び、購入すること。

2) ごみの適正処理

表 3-1-13 ごみの適正処理

主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別ルールを分かりやすく掲示し、普及啓発に努めます。 ・児玉郡市広域市町村圏組合と連携し、ごみ処理施設（児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター）の適正な管理に努めます。 ・ごみ収集所の設置及び管理に関し適切な指導を行います。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの分け方、出し方のルールを守ります。 ・ごみ収集所の適切な維持管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごみの出し方のルールを守ります。 ・産業廃棄物は処理業者に依頼して、適切に処理します。

3) リサイクルの推進

表 3-1-14 リサイクルの推進

主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・缶、びん、ペットボトル等の資源ごみ分別収集事業を継続して行い、再資源化を推進します。 ・集団資源回収等のリサイクル活動へ支援を行います。 ・資源回収場所等、リサイクル活動に関する普及啓発を行います。 ・資源回収の回数や場所等、必要に応じて、市民の実状に合わせた回収方法の見直しを検討します。 ・リサイクル、グリーン購入に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品等のリサイクルに努めます。 ・リサイクル等を徹底し、資源となるものは分別し、ごみを正しく出します。 ・缶、びん、ペットボトル等の資源ごみ分別収集に協力します。 ・集団資源回収等へのリサイクル活動へ参加します。 ・資源化に関する情報等を積極的に利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品等のリサイクルに努めます。 ・缶、びん、ペットボトル等のリサイクルが可能なものの再資源化に努めます。 ・資源化に関する情報等を積極的に利用します。

第2章 生活排水処理基本計画

2-1 計画フレーム

1) 収集原単位の設定

「第3章 生活排水処理の概要 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出実態」より求めた原単位の平成29年度の値を、収集原単位として用いることとします。

2) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の予測は表3-2-1に示すとおりです。「本庄市生活排水処理施設整備構想」との整合性を図るため、平成37年度における非水洗化人口が0人となるように、人口を予測しました。

表3-2-1 生活排水処理形態別人口

区	分	実績		予測					
		H29		H35		H40		H45	
		人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
	総人口	78,550	100	76,399	100	73,666	100	71,065	100
水	洗 化	61,805	78.7	71,975	94.1	73,666	100	71,065	100
	公共下水道	39,276	50.0	49,386	64.6	51,541	70.0	49,745	70.0
	合併浄化槽	20,782	26.5	19,894	26.0	19,175	26.0	18,477	26.0
	農業集落排水	1,747	2.2	2,695	3.5	2,950	4.0	2,843	4.0
非 水	洗 化	16,745	21.3	4,424	5.8	0	0.0	0	0.0
	単独浄化槽	13,157	16.7	3,530	4.6	0	0.0	0	0.0
	汲み取り便槽	3,588	4.6	894	1.2	0	0.0	0	0.0

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

3) し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

1) で示した原単位と 2) で示した生活排水処理形態別人口を用いて、将来の収集量を予測しました。表 3-2-2 に示すとおりです。

将来の生活排水処理形態別人口の予測結果に基づき、し尿・浄化槽汚泥収集量の予測を行った結果、し尿と浄化槽汚泥収集量の合計は、平成 45 年度には、9,172kl にまで減少することが予測されます。

表 3-2-2 将来の収集量

項目		単位	実績		予測	
			H29	H35	H40	H45
し尿汲み取り+浄化槽		人	37,527	24,318	19,175	18,477
	し尿汲み取り	人	3,588	894	0	0
	浄化槽	人	33,939	23,424	19,175	18,477
		単独処理	人	13,157	3,530	0
		合併処理	20,782	19,894	19,175	18,477
年間収集量		kl/年	16,690	11,553	9,518	9,172
	生し尿	kl/年	2,031	506	0	0
	浄化槽	kl/年	14,659	11,047	9,518	9,172
		単独処理	kl/年	4,374	1,172	0
		合併処理	10,285	9,875	9,518	9,172
日平均収集量		kl/日	45.72	31.66	26.08	25.13
	生し尿	kl/日	5.56	1.39	0.00	0.00
	浄化槽	kl/日	40.16	30.27	26.08	25.13
		単独処理	kl/日	11.98	3.21	0.00
		合併処理	28.18	27.05	26.08	25.13
原単位	生し尿	l/人・日	1.55			
	単独処理	l/人・日	0.91			
	合併処理	l/人・日	1.36			

2-2 生活排水処理基本方針

本市の生活排水処理基本方針は、「生活排水に係る課題と施策の方向性」でまとめた施策の方向性を踏まえ、以下の基本方針を定めることとします。

基本方針1 生活排水処理率の向上

下水道及び農業集落排水施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を呼び掛け、生活排水処理率の向上に取り組んでいきます。

基本方針2 公共用水域の水質保全の推進

生活排水処理率の向上による公共用水域の水質保全の推進に取り組んでいきます。

2-3 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備計画

1) 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備の目標

下水道及び農業集落排水施設の面的整備や、整備対象地域での合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

本市では、下水道及び農業集落排水施設を整備する場合は、各々の計画に基づき面的整備及び接続を推進し、水洗化率の向上に向けて取り組んでいきます。

また、下水道及び農業集落排水施設の整備対象外地域では、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、生活雑排水の処理を進め、公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。

2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

合併処理浄化槽への転換は、生活排水処理を進めるうえで重要であり、補助金制度の周知などを通して、転換への促進を図るとともに、より良い補助制度の検討を行っていきます。

また、浄化槽の維持管理には、保守点検・清掃・法定点検が必要であり、イベントや啓発活動を通して、維持管理の意識を高めていきます。これらの具体的施策を展開することによって、生活排水処理の適正化に努め、公共用水域の保全に取り組んでいきます。

2-4 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

し尿及び浄化槽汚泥処理の目標は組合の所管ですが、し尿及び浄化槽汚泥処理の重要な行程を担っていることから、本基本計画に組合の計画を以下のとおり掲載します。

1) し尿及び浄化槽汚泥処理の目標

利根グリーンセンターの適正処理体制を検討していきます。

将来的な処理量減少や浄化槽汚泥混入率の増加に対応できるよう、施設の適正処理体制を検討し、長期的・安定的な維持管理を推進していきます。

2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

(1) 運転方法の検討

利根グリーンセンターにおいては今後し尿及び浄化槽汚泥処理量全体が減少していくものと見込まれることから、こうした変動に対応できるよう、運転方法の検討を継続していきます。

(2) 長期的視野に立った改修・補修計画の継続的見直し

利根グリーンセンターは竣工してから約 30 年が経過するため、施設の性能を維持していくために、長期的視野に立って改修・補修計画を継続的に見直ししていきます。

また、今後も長期にわたって、し尿及び浄化槽汚泥処理が必須であることから、将来的な施設の長寿命化や更新を視野に入れた計画立案を行います。

(3) 使用手数料の検討

近隣自治体の動向や構成市町等との協議を踏まえ、コスト計算を行った上で、適宜、使用手数料の見直しを検討します。

(4) 安全対策の徹底

施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努めます。

また、脱水汚泥等に係り、今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していきます。

2-5 水質保全計画

1) 市民・事業者に対する広報・啓発活動

生活排水対策には、市民・事業者の理解と協力が欠かせないことから、適宜アンケートや意識調査によって行政への要望等を把握し、実行可能な施策を立案していきます。

また、施設見学、水の循環や水質浄化に関する授業や野外学習など、教育委員会と連携した環境教育を実施していきます。

一般家庭に向けては、広報・パンフレット・ホームページ・各種イベント及び講習会などを通して、家庭でできる浄化対策を普及・啓発し、生活排水に対する市民意識の高揚を図ります。

2) 事業所への指導

広報やパンフレット等のほか、商工会等と連携して、下水道への接続の誘導や合併処理浄化槽の整備などを進めていきます。また、調理くずや廃油の処理など事業所における発生源対策を普及・啓発するとともに、県と連携した事業所に対する指導方法の検討を継続していきます。

3) 浄化槽の維持管理に関する啓発

広報やパンフレット等のほか、収集・運搬業者や浄化槽設置業者など関係団体と連携して、浄化槽の使い方や維持管理方法、法定点検・清掃の必要性、維持管理についてPRし、定期的な点検・清掃を行うよう啓発していきます。

また、現状、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽の設置されている箇所については、生活排水が処理できないため、合併処理浄化槽への変更及び、下水道への接続推進を図るために啓発及び指導を行うものとします。

2-6 行財政計画

1) 組織体制の整備

清掃行政研究会の活動を通して、組合の構成町村との連携を強化していきます。

2) 長期的な財政計画の研究

ごみと同様、廃棄物会計の導入を検討していくとともに、将来におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の減少を考慮しつつ、利根グリーンセンターの維持管理費及び施設の更新または延命化、流域下水道整備・農業集落排水施設整備・合併処理浄化槽設置への補助金などについて、長期的な財政見通しを継続的に検討していきます。

第 4 編 災害時の廃棄物処理に関する対応

1-1 災害廃棄物処理計画の策定

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、これまでの災害を遥かに超えた災害が広範囲に発生しました。

これを受けて、国では、東日本大震災をはじめ、近年全国各地で発生した大雨、台風等の被害への対応から得た知見や知識を踏まえたうえで、平成 26 (2014) 年 3 月、「災害廃棄物対策指針」(環境省)を策定し、平成 30 年 3 月に改訂されました。

また、埼玉県においても、県内市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる「埼玉県災害廃棄物処理指針」を平成 29 (2017) 年 3 月に策定しています。

「本庄市災害廃棄物処理計画」は、これらの背景を踏まえ、「本庄市地域防災計画」と整合を図りながら、大規模災害発生時における市民の健康への配慮、衛生や環境面での安全・安心の確保を図るため、現実的かつ確実な災害廃棄物対策を進めることを目的に、「災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」に基づき策定するものです。

1-2 災害廃棄物に係る指針

1) 国

国は、昭和 36 年に、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的に「災害対策基本法(法律第 223 号)」を策定し、昭和 53 年には、「大規模地震対策特別措置法(法律第 73 号)」を定め、地震防災対策の強化を図っています。

また、平成 17 年 6 月には「水害廃棄物対策指針(環境省)」、平成 26 年 3 月には「災害廃棄物対策指針」を策定し、廃棄物処理に係る防災体制の整備、災害発生時の対応、復旧・復興対策等について定めます。

2) 埼玉県

埼玉県では、国の法令に基づき、昭和 38 年に「埼玉県地域防災計画」を作成し、修正を加えながら現在に至っています。また、平成 29 年には、「埼玉県災害廃棄物処理指針」を策定し、市町村震災廃棄物処理計画の策定を促進しています。

なお、埼玉県では、大地震等の大規模災害に伴って発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、関係団体との間で各協定を締結し、支援体制を整備しています。

1-3 本庄市災害廃棄物に係る方針

災害廃棄物処理にあたっては、市町村等、関係機関等の支援・連携により既存処理施設による県内処理を進めることを基本とします。被災規模により、既存処理施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設や県外広域処理体制を構築し、処理を行います。

また、災害廃棄物は、東日本大震災、平成 28（2016）年熊本地震等での実績を踏まえ、平時と同様に分別し、資源として再生利用するものとします。この際、民間企業や公共の復興事業等における再生資材への利用など利用先の確保に努めます。

災害廃棄物の中でも危険物、薬品類、PCB 含有廃棄物等は、他の災害廃棄物とは区分して専門処理業者で適正に処理します。また、財布・株券などの貴重品や位牌、アルバムなど思い出の品を確認した場合は丁寧に保管・管理し、できるだけ持ち主に返却するなど、被災者へのきめ細やかな配慮を行います。